

第7次志木市 男女共同参画基本計画

令和8年度～令和12年度

令和8年3月

志木市

目次

第1章 計画の基本的な考え方	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の期間	3
4 計画の推進体制	3
5 計画策定の背景	3
第2章 男女共同参画に関する志木市の現状	10
1 統計からみる現状	10
2 市民意識調査からみる現状	17
3 第6次志木市男女共同参画基本計画の評価	25
第3章 計画の概要	28
1 計画の基本理念	28
2 計画の体系	31
3 計画の指標	32
第4章 計画の内容	33
基本目標Ⅰ あらゆる人権が尊重され認め合えるまち	33
課題1 男女共同参画及び性の多様性に関する意識啓発	33
課題2 男性の家庭参画の促進	35
基本目標Ⅱ だれもが安全・安心に暮らせるまち	37
課題1 貧困対策と生活困窮者支援	37
課題2 あらゆる暴力の根絶	39
課題3 DV 被害者等に対する相談・支援体制の充実	41
課題4 生涯を通じた健康づくり	43
課題5 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進	45
基本目標Ⅲ あらゆる分野でだれもが活躍できるまち	47
課題1 男女がともに働きやすい環境づくり	47
課題2 政策・方針等の決定における女性の参画推進	49
基本目標Ⅳ 男女共同参画を連携して進めるまち	51
課題1 市民・事業者等との連携	51
課題2 市の推進体制の充実	52

第5章 資料編..... 53

1	第7次志木市男女共同参画基本計画策定の経緯	54
2	志木市男女共同参画審議会委員名簿	55
3	男女共同参画に関する年表	56
4	関係法令等	64
	(1) 日本国憲法(抄)	64
	(2) 男女共同参画社会基本法	65
	(3) 埼玉県男女共同参画社会基本条例	71
	(4) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)	75
	(5) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)	90
	(6) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律	100
	(7) 志木市男女共同参画推進条例	107
	(8) 志木市男女共同参画基本計画策定委員会設置要綱	112
5	用語解説一覧	114

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

本市では、男女共同参画社会の実現に向け、第1次基本計画となる「志木市婦人問題行動計画」を昭和62年に策定して以来、積極的に事業を展開し、男女共同参画社会を支える基盤整備や制度の充実、意識啓発の取組などを進めてきました。

一方、社会・経済のあらゆる分野において政策・方針決定過程への女性の参画が少ないことや、雇用分野における男女間格差が存在していること、仕事と子育て・介護等の両立の難しさ、あらゆる暴力の根絶など、依然として取り組むべき多くの課題があります。

特に、令和2年からの新型コロナウイルス感染症の感染拡大は未曾有の危機をもたらし、特に女性とその大きな影響を受けました。配偶者等からの暴力（DV¹（ドメスティック・バイオレンス））や性暴力の増加・深刻化、雇用・所得への影響などが顕在化しました。

そのような中、法制度の面では、複雑化、多様化、複合化する女性をめぐる課題への新たな女性支援を目的として、令和4年5月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律²」が制定（令和6年4月1日に施行）されたほか、令和7年には、女性活躍の状況は進んでいるものの、男女間賃金格差や女性管理職比率の状況は国際的に見ると依然として改善が必要な水準であることなど、残された課題も多くあることから、令和8年までを期限とする女性活躍推進法について、取組内容の充実を図るとともに、期限を10年間延長する法改正が行われました。

こうした社会情勢の変化を踏まえるとともに、これまでの取組を継承、発展させることにより、全ての市民が性別に関わらず互いの人権を尊重し、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会を実現するため、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に「第7次志木市男女共同参画基本計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

2 計画の位置づけ

(1) 本計画は、男女共同参画社会基本法³第14条第3項及び志木市男女共同参画推進条例第14条に基づく基本的な計画です。

(2) 本計画は、国の「第5次男女共同参画基本計画」及び「埼玉県男女共同参画基本計画」の内容を勘案するとともに、「第二次志木市将来ビジョン(第六次志木市総合振興計画)」(計画

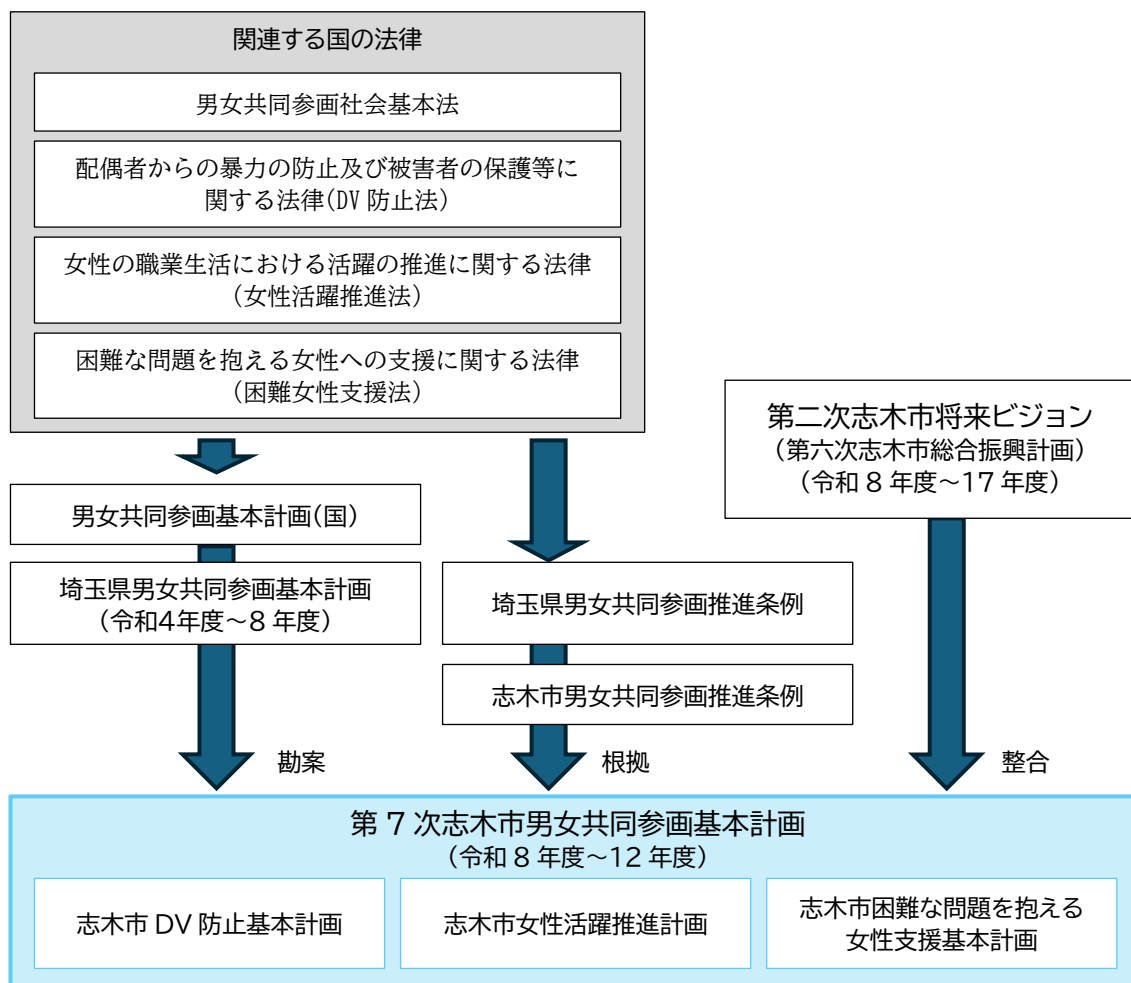
*1 DV:ドメスティック・バイオレンス。配偶者やパートナー、恋人を含む親密な関係にある男女の間で起きる身体的、精神的、性的、経済的暴力のこと。

*2 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(困難女性支援法):複雑化、多様化、複合化する女性をめぐる課題への新たな女性支援を目的とした法律(令和4年制定、令和6年施行)。対象を特定の分野に限定せず、多様な困難(貧困、DV、性暴力、孤立、家族からの排除など)を抱える女性を支援し、旧来の「婦人保護事業」を再編・拡充し、支援の入口から出口(自立支援)までを一体的に構築する。

*3 男女共同参画社会基本法:男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とした法律。

期間：令和8年度～17年度）の分野別計画として位置づけられています。

- (3) 本計画は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律⁴（以下「DV防止法」という。）第2条の3第3項に基づく「志木市DV防止基本計画」を包含しています。
- (4) 本計画は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律⁵（以下「女性活躍推進法」という。）第6条第2項に基づく「志木市女性活躍推進計画」を包含しています。
- (5) 本計画は、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第8条第3項に基づく「志木市困難な問題を抱える女性支援基本計画」を包含しています。



- (6) 本計画は、志木市男女共同参画審議会の答申を尊重するとともに、令和6年10月に実施した「志木市男女共同参画に関する市民意識調査」を通して寄せられた市民の意見等を踏まえて策定するものです。

*4 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)：初出配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律。

*5 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)：自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されるよう、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図ることを目的とした法律。基本原則を定め、国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等を定めている。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とし、社会情勢の変化に応じて必要な見直しを行います。

	令和 8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
男女共同参画基本計画(国)	第6次					第7次				
埼玉県男女共同参画基本計画										
志木市男女共同参画基本計画	第7次					第8次				
第二次志木市将来ビジョン (第六次志木市総合振興計画)	将来構想									
	前期					後期				

4 計画の推進体制

本計画は、次に掲げる機関と連携しながら推進します。

(1) 志木市男女共同参画審議会

男女共同参画基本計画の策定及び変更に関する事、苦情の申立ての処理に関する事のほか、男女共同参画の推進に関する施策の基本的事項及び重要事項について調査審議します。

(2) 志木市男女共同参画庁内推進会議

男女共同参画推進のための施策について、関係課相互の連絡調整を行うとともに、総合的かつ効果的に施策を推進するための調査をし、検討を行います。

5 計画策定の背景

本計画策定の背景として、国内外における男女共同参画社会の実現に向けた取組の歴史などを示します。

(1) 世界の主な動き

○男女共同参画社会基本法第7条においては、我が国の男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行うべきことが定められています。平成27(2015)年9月、国連では「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、持続可能な開発目標⁶(SDGs)が掲げられまし

^{*6} 持続可能な開発目標(SDGs)：平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っている。

た。我が国もこのアジェンダに賛同し、「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、国際社会と一致して取組を進めています。

○2030 アジェンダでは、前文において「すべての人々の人権を実現し、ジェンダー⁷平等およびすべての女性と女児のエンパワーメント⁸の達成を目指す」と明記されています。また、ゴール5として「ジェンダー平等の実現と女性・女児のエンパワーメント」を掲げ、これがすべての目標達成において極めて重要な要素であると位置づけています。その中で、女性と男性があらゆるレベルの意思決定に等しく参画できること、国・地域・グローバルそれぞれの場面でジェンダー平等と女性のエンパワーメントを推進する組織への支援の強化、さらに男性や男児の積極的な関与を通じて、女性や女児に対するあらゆる形態の暴力を根絶することなどが重要課題として示されています。そして、アジェンダ全体の実施にあたっては、「ジェンダーの視点をシステムティックに主流化することが不可欠である」とされています。

○グリーン経済やデジタル経済への移行が進展する中、国際社会では、STEAM教育⁹や女性の起業支援の促進に加え、無償ケア労働の削減と再分配、ならびに有償ケア労働の適正な処遇確保など、包摂的かつ持続可能な成長を目指す取組が議論されています。また、女性・平和・安全保障(WPS)の推進や、男性を変革の担い手・受益者・戦略的パートナーとして位置づけ、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントに関与させることも重要な課題です。

○さらに、令和6(2024)年に国連で採択された「未来のための約束」では、平和と安全、持続可能な開発、気候変動、デジタル協力、人権、ジェンダー、若者と将来世代、グローバル・ガバナンスの変革など、幅広い課題が掲げられており、これらへの対応においてもジェンダー視点の重要性が再確認されています。

(2) 国の主な動き

○「国内行動計画」の策定から「女子差別撤廃条約」の批准

「第1回世界女性会議」で採択された「世界行動計画」を受けて、総理府(現内閣府)に「婦人問題企画推進本部」が設置され、昭和52(1977)年には「国内行動計画」が策定されました。その後、国籍法の改正、男女雇用機会均等法¹⁰の制定、家庭科の男女共修などの法律や制度の整

^{*7} ジェンダー:「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別(セックス/sex)がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の性別を「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー/gender)という。

^{*8} エンパワーメント:能力や権限を与えるという意味の言葉。女性のエンパワーメントとは、女性の経済・社会的地位の向上を目指して、個々の女性が経済活動や社会に参画するために必要な知識や能力を身につけ、自分たちのことは自分たちで決め、行動できる力をつけていくこと。

^{*9} STEAM教育:科学(Science)、技術(Technology)、工学(Engineering)、芸術・教養(Art)、数学(Mathematics)の分野を統合的に学ぶ教育アプローチのこと。グリーン経済やデジタル経済への移行が進む国際社会において、女性の起業支援の促進などととも議論されている教育分野の概念。

^{*10} 男女雇用機会均等法:正式には「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」といい、昭和60(1985)年に制定された。その後の法改正によって、性別による差別禁止、職場のセクシュアル・ハラスメント防止、妊娠・出産・産前産後休業の取得を理由とした不利益取り扱いの禁止、間接差別の禁止、ポジティブ・アクションの促進などが定められている。平成28(2016)年の改正法では、妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする不利益取り扱いの防止措置の義務化が定められた。

備が図られ、昭和 60(1985)年には「女子差別撤廃条約」を批准しました。

○「男女共同参画 2000 年プラン」の策定

平成 8(1996)年には「北京女性会議」で採択された「行動綱領」等を踏まえた「男女共同参画 2000 年プラン」が策定されました。

○「男女共同参画社会基本法」の施行

平成 11(1999)年には「男女共同参画社会基本法」が施行、平成 12(2000)年には「男女共同参画基本計画」が策定されました。また、平成 13(2001)年には、内閣府に「男女共同参画局」と「男女共同参画会議」が設置され、さらなる体制の強化が図られました。

○「DV 防止法」の施行

平成 13(2001)年には「DV 防止法」が施行され、配偶者からの暴力に関わる通報、相談、自立支援などの体制整備が盛り込まれました。その後、約 3 年ごとに改正され、平成 25(2013)年の改正では、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者も法律の適用対象となりました。令和元(2019)年の改正では、相互に連携・協力すべき関係機関として児童相談所、保護の対象として被害者の同伴家族が含まれることが明文化されました。

○「次世代育成支援対策推進法¹¹⁾」の施行

平成 15(2003)年に施行された「次世代育成支援対策推進法」は、子どもたちの健やかな誕生と育成環境の整備に向け、仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備等の取組が進められています。

○「女性活躍推進法」等の施行

平成 28(2016)年には、「女性活躍推進法」が完全施行され、国、地方公共団体及び事業主の責務が明らかにされるとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、支援措置等に関する規定が明記されました。

女性の活躍推進については、平成 30(2018)年には、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律¹²⁾」が施行されたほか、内閣府の「女性活躍加速のための重点方針 2019」において、重点的に取り組むべき事項が示されました。

*11 次世代育成支援対策推進法: 急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、次世代育成支援対策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を明らかにするとともに、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進することをもって次世代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的とする法律。

*12 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律: 政治分野における男女共同参画を推進するため、政党等に衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、男女の候補者の数が均等になるよう努力義務を位置づけている。国際的に見て遅れているわが国の女性の政治参画を積極的に推進することを目的とする法律。

○「第5次男女共同参画基本計画」の策定

令和2(2020)年12月に閣議決定された「第5次男女共同参画基本計画」は、あらゆる分野でのジェンダー平等と女性の活躍推進を目指す計画であり、新型コロナウイルス感染症による影響等を踏まえつつ、政治・経済分野での女性参画拡大、性暴力根絶、多様性尊重、デジタル人材育成等を重点的に推進することとしています。

○「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の施行

令和6(2024)年4月に施行された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(通称:困難女性支援法)は、対象を特定の分野に限定せず、多様な困難(貧困、DV、性暴力、孤立、家族からの排除など)を抱える女性を支援するとしています。旧来の「婦人保護事業」を再編・拡充し、支援の入口から出口(自立支援)までを一体的に構築するものです。

○「性的指向・性自認の多様性に関する理解増進法」の施行

令和5(2023)年6月に公布・施行された「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」(通称:LGBT理解増進法)は、性的指向(LGB)や性自認(T)を含む性的マイノリティに対する理解を社会全体で深めることを目的としたLGBTQに関連する法律です。

○「女性活躍推進法」の改正

令和7(2025)年6月に「女性活躍推進法」の改正が公布され、法律の有効期限は令和17(2035)年度末まで10年間延長されました。従業員101人以上の企業にも制度対象が拡大され、これまで義務のなかった中小企業にも女性管理職比率と男女賃金格差の情報公表が義務化されるとともに、女性の健康配慮・ハラスメント防止強化の取組も求められることとなりました。

(3) 埼玉県の主な動き

○行動計画の策定

昭和50(1975)年の国際婦人年以降の国内外の動向や県の状況を踏まえ、昭和55(1980)年に埼玉県の第一次行動計画にあたる「婦人の地位向上に関する埼玉県計画」が策定され、昭和61(1986)年には「男女平等社会確立のための埼玉県計画」、平成7(1995)年には、「2001 彩の国男女共同参画プログラム」が策定されました。

○「埼玉県男女共同参画推進条例」の施行

平成12(2000)年に「彩の国国際フォーラム2000」が開催され、女性の国際的な連携を考える契機とし、同年4月には全国に先駆けて、「埼玉県男女共同参画推進条例」が施行されました。

○「埼玉県男女共同参画推進プラン2010」の策定

平成14(2002)年2月には「埼玉県男女共同参画推進条例」に基づく基本計画として「埼玉県

男女共同参画推進プラン 2010」が策定されました。また、男女共同参画社会づくりのための拠点として、同年に「埼玉県男女共同参画推進センター(With You さいたま)」が開設されました。

平成 24(2012)年 7 月には「埼玉県男女共同参画基本計画」が策定され、平成 29(2017)年 3 月には、経済社会における女性の活躍が更に広がるよう、施策の柱として、新たに「埼玉版ウーマノミクスプロジェクトの推進」を掲げた基本計画が策定されています。

○「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」の策定

平成 16(2004)年の DV 防止法の一部改正を受け、平成 18(2006)年に「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」が策定され、その後、平成 21(2009)年に DV 防止法の一部改正を受け、第 2 次の基本計画が策定されました。

平成 24(2012)年には、従来の取組を一層推進するほか、デート DV(交際相手からの暴力)の予防啓発の推進と相談体制の充実などについて重点的に取り組むため、第 3 次となる基本計画が策定され、平成 29(2017)年には、県全体の DV 対策を一層推進するため、第 4 次の基本計画、令和 4 年(2022)年には第 5 次の基本計画が策定されています。

○「埼玉県性の多様性¹³を尊重した社会づくり条例」の施行

令和 4 (2022) 年 7 月に施行された「埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例」は、性的指向や性自認を含む「性の多様性」を尊重する社会の実現を目的としています。男女という二元的枠組みにとらわれず、さまざまな性の在り方を認め合う基本理念や基本的な施策を定めています。

○「埼玉県困難な問題を抱える女性支援基本計画」の策定

令和 6 (2024) 年 3 月に策定された「埼玉県困難な問題を抱える女性支援基本計画」は、困難な問題を抱える女性の人権を尊重し、安心・自立した暮らしを実現する社会を目指すもので、ワンストップ相談支援の導入、関係機関との連携強化、推進体制の構築などが進められています。

(4) 志木市の主な動き

○男女共同参画への取組の始まり

本市では、昭和 61(1986)年に策定された「第二次志木市総合振興計画」に、初めて婦人問題対策が明記されました。また、同年、本市の福祉部社会課内に婦人児童係を新たに設置するとともに、関係機関との連携を推進するため、同年 11 月に「婦人問題庁内連絡会議」を設置し、昭和 62(1987)年 6 月に、第 1 次基本計画となる「志木市婦人問題行動計画」を策定しました。

その後、昭和 63(1988)年から女性情報紙「志木の女性」(後に「SeeSaw」と改称)を発行し、さらに平成 5(1993)年に「志木市女性会議」を発足させるなど、男女共同参画を目指した市民活

*13 性の多様性:性のあり方には「からだの性(生物学的性)」、「こころの性(性自認)」、「好きになる性(性的指向)」、「性別表現(表現する性)」の4つの要素があるとされており、その組み合わせが多様であること。

動への働きかけが始まりました。

○「しき・女と男のハーモニープラン」から「第6次志木市男女共同参画基本計画」の策定まで

平成8(1996)年には「志木市婦人問題行動計画」の見直しを行い、第2次基本計画として新たに「しき・女と男のハーモニープラン」を策定しました。平成12(2000)年には、子育て中の親が子どもを預けて、市で行う事業や相談などに参加できるように、保育スタッフ制度を創設し、平成13(2001)年には女性議会の開催や女性相談の開設などの取組がスタートしました。

そして、平成11(1999)年の「男女共同参画社会基本法」の制定を受け、県内4番目の早期となる平成14(2002)年6月に、市民による条例検討委員会が中心となり「志木市男女共同参画推進条例」を制定し、本市が男女共同参画社会を目指す基本姿勢を明確に示しました。

条例に規定した6つの基本理念のもと、「志木市男女共同参画審議会」や「志木市男女共同参画庁内推進会議」を設置するとともに、計画的に取組を推進するため、年次報告書で進捗管理を行うなどの体制づくりを進めました。

さらに、平成20(2008)年に企画部政策推進課内に人権推進室を設置し、平成21(2009)年に「志木市ドメスティック・バイオレンス対策ネットワーク(以下「志木市DV対策ネットワーク」という。)」及び「志木市ドメスティック・バイオレンス対策庁内連携会議(以下「志木市DV対策庁内連携会議」という。)」を設置してDV被害者の支援を組織的に行う体制を整えました。平成25(2013)年には、庁内に「志木市配偶者暴力相談支援センター」を設置し、配偶者からの暴力の防止と被害者の保護のための支援を組織的に行っています。

令和3(2021)年3月には、「第6次志木市男女共同参画基本計画」を策定し、「あらゆる人権が尊重されるまち」、「だれもが安心して暮らせるまち」、「あらゆる分野で男女が活躍できるまち」、「男女共同参画を連携して進めるまち」を目標とした取組を推進してきました。



令和5(2023)年4月には、「パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度¹⁴」を創設しました。性的指向や性自認にかかわらず、多様な性を認め合い、互いの人権を尊重し、自分らしく暮らせるよう支援する制度です。

【志木市パートナーシップ及びファミリーシップ届出制度について】

市民一人ひとりが互いの人権を尊重し、多様な性を認め合い、自分らしく暮らすことができる社会の実現に向けて、令和5年4月1日から「志木市パートナーシップ及びファミリーシップ届出制度」を開始しました。

この制度は、一方または双方の性自認が戸籍上の性別と異なるまたは性的指向が異性のみではない二人が、お互いを人生のパートナーとし、日常生活において継続的に協力し合う関係(パートナーシップ)であることを市に届け出ると、市から「受領証明書」、「受領証明カード」が交付される制度です。

また、パートナーシップの届出をする際、一方または双方と生計を同じくしている子や親を家族として協力し合う関係であることを届け出することもできます(ファミリーシップ)。

法律上の権利・義務を生じさせるものではありませんが、誰もが人生のパートナーや大切な人とともに、家族として暮らし、自分らしく活躍することを応援するものです。

^{*14} パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度:志木市が令和5年4月に創設した制度。性的指向や性自認にかかわらず、多様な性を認め合い、互いの人権を尊重し、自分らしく暮らせるよう支援することを目的としている。一方または双方の性自認が戸籍上の性別と異なる、または性的指向が異性のみではない二人が、人生のパートナーとして継続的に協力し合う関係(パートナーシップ)や、その子や親を家族として協力し合う関係(ファミリーシップ)であることを市に届け出ることができる。

第2章 男女共同参画に関する志木市の現状

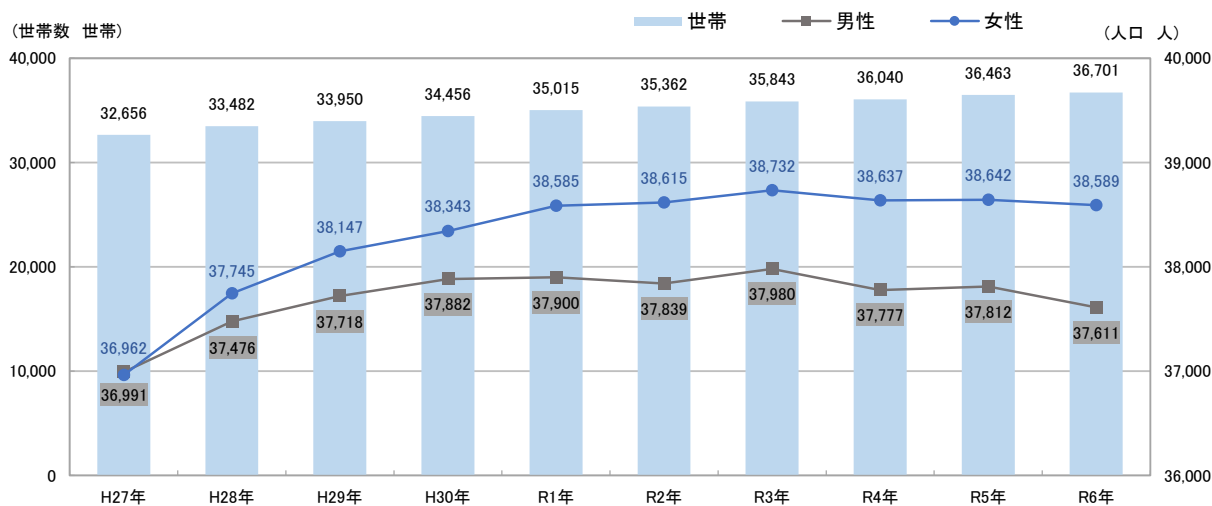
1 統計からみる現状

(1) 男女別人口と世帯の状況

○人口・世帯の推移

本市の近年における人口、世帯数はおおむね横ばい傾向にあり、女性の人口がやや多くなっています。令和6年(10月1日現在)には、男性が37,611人(49.4%)、女性が38,589人(50.6%)となっています。

図 世帯数と男女別人口の推移

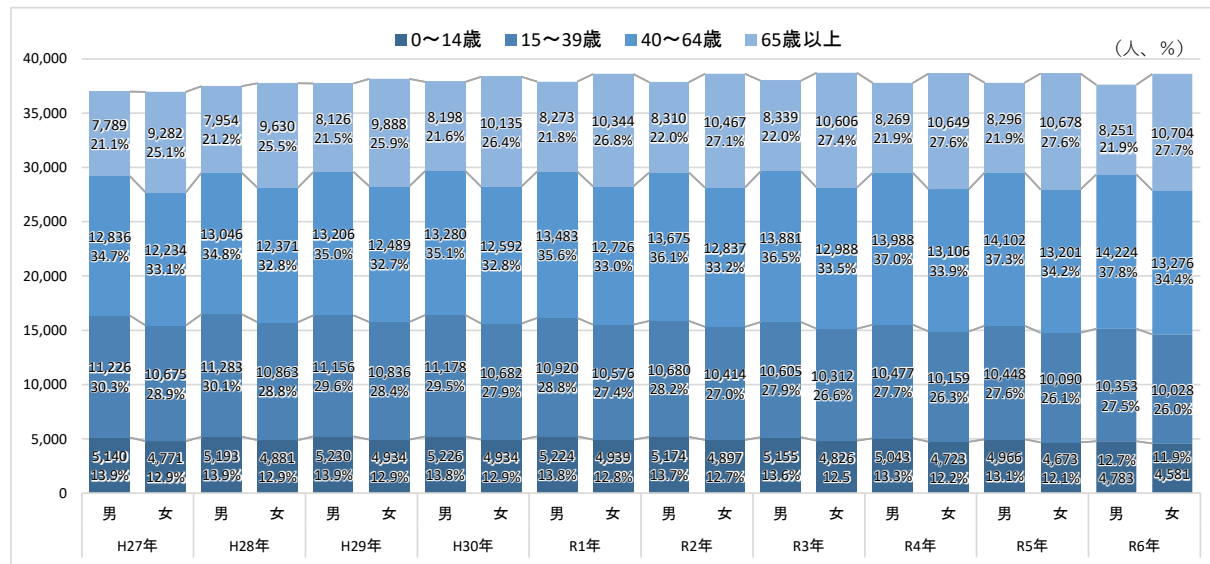


資料：総合窓口課（各年10月1日）

○年齢別・男女別人口の推移

年齢別・男女別の人口構成は、64歳未満では男性の割合が高く、65歳以上では女性の割合が高い傾向にあります。

図 年齢別・男女別人口構成の推移



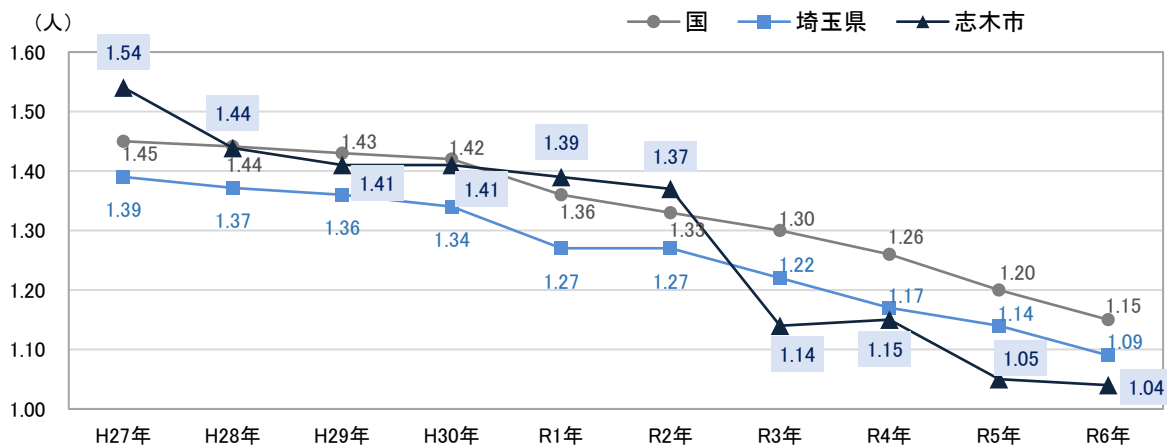
資料：総合窓口課（各年10月1日）

(2) 出産・高齢化の状況

○合計特殊出生率¹⁵の推移

合計特殊出生率は、国・県ともに平成27年以降、緩やかな低下傾向にあります。本市では、大規模なマンションの建設により、子育て世代の転入が増加したため、平成27年は高い数値となっています。平成28年以降は、国や県と同様に緩やかな低下傾向にありましたが、令和3年は大きく低下し国や県を下回り、その後も低い水準で推移しています。

図 合計特殊出生率の推移

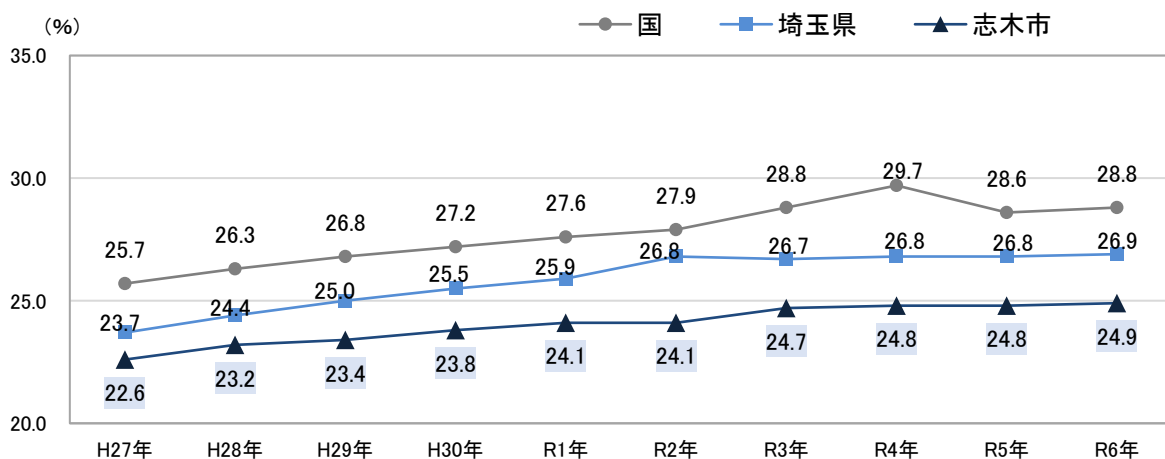


資料：国・県…総務省統計局 市…埼玉県保健医療政策課

○高齢化率の推移

本市の全人口に占める65歳以上の割合を示す高齢化率は、国や県に比べて低く、近年では横ばい傾向となっています。

図 高齢化率の推移



資料：住民基本台帳年齢階級別人口(各年1月1日)

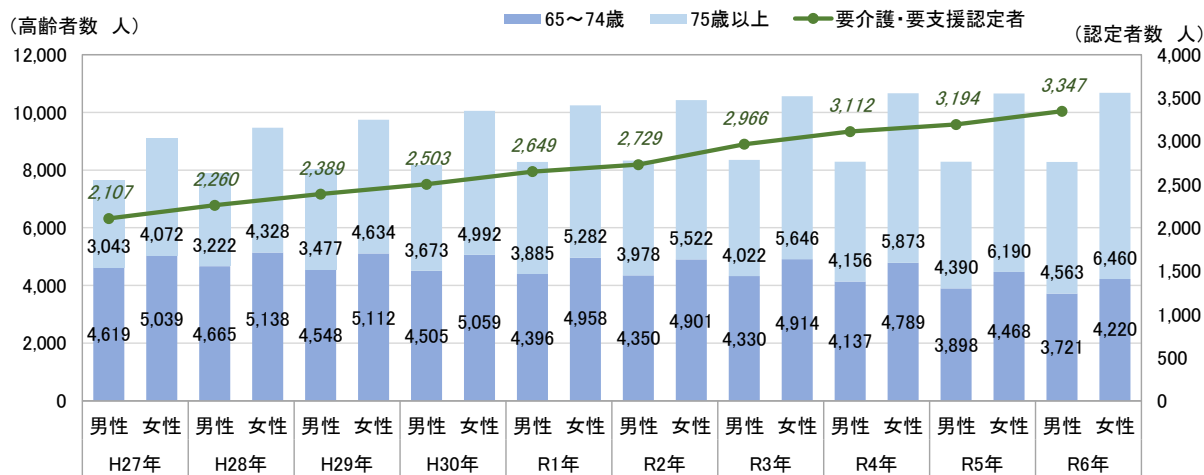
*¹⁵ 合計特殊出生率:15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性がその年齢別出生率で一生涯の間に産むとしたときの子どもの数に相当する。

○高齢者年齢別男女別人口の推移

本市の65歳から74歳までの前期高齢者は平成28年以降から男女ともに減少傾向にありますが、75歳以上の後期高齢者は男女ともに増加傾向にあります。

また、要介護・要支援認定者数も年々増加しています。

図 高齢者の性別・年齢別推移

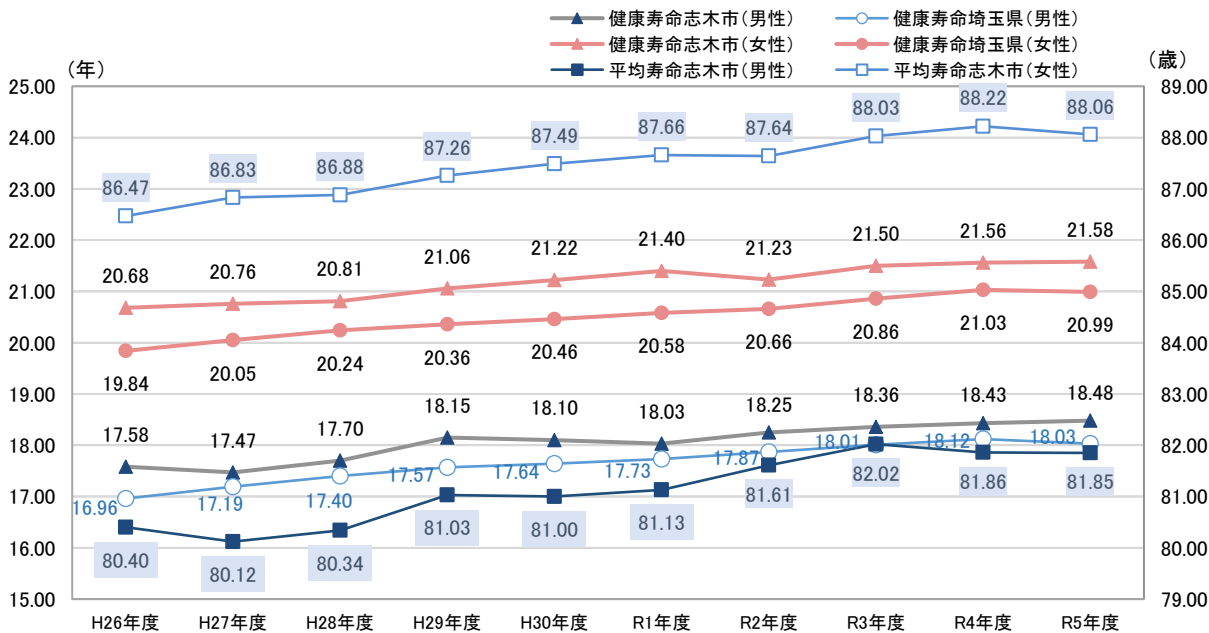


資料：長寿応援課(各年3月31日)

○健康寿命と平均寿命の推移

本市の健康寿命は、男女ともに埼玉県に比べて高い状況にあります。

図 65歳健康寿命の性別推移



※平均寿命とは、0歳時点では何歳まで生きられるかを統計から予測した「平均余命」のことです。

この数字とは別に埼玉県では、65歳に達した県民が健康で自立した生活を送ることができる期間、具体的には、介護保険制度の「要介護2以上」になるまでの期間を「健康寿命」として算出しています。

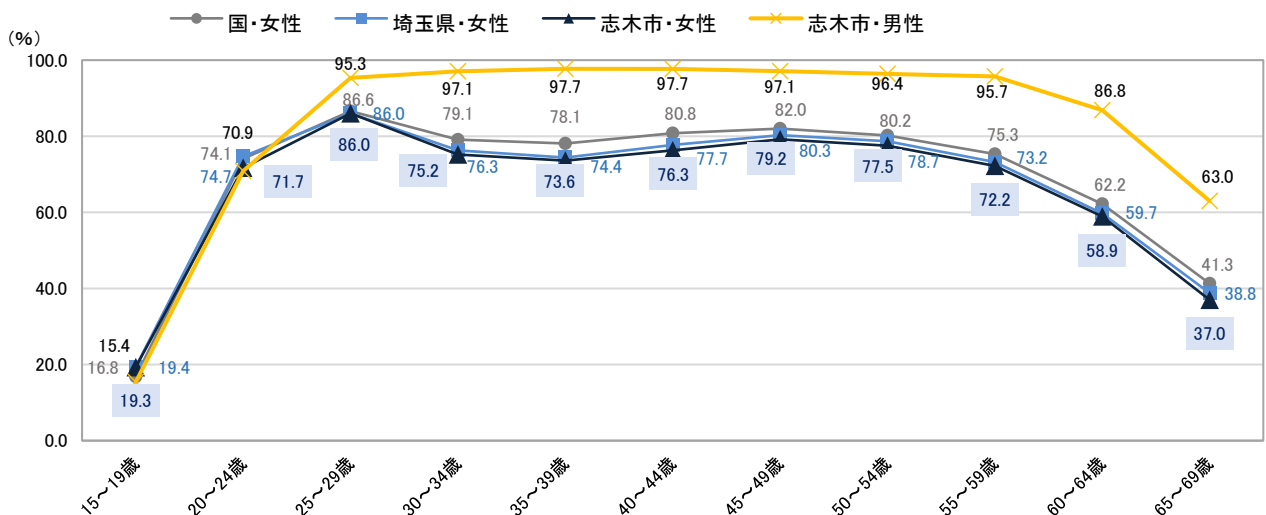
資料：健康政策課(各年3月31日)

(3) 女性の就労・参画状況

○女性の労働力率¹⁶の年齢別状況

本市における女性の生産年齢における労働力率[※]は、20歳代後半にピークを迎え、その後、結婚や出産などを経験する時期にあたりと下降しています。40歳代前半期に再び上昇に転じ、40歳代後半期には79.2%まで回復しています。なお、本市の労働力率は、国に比べ低い傾向となっています。

図 女性の生産年齢における労働力率



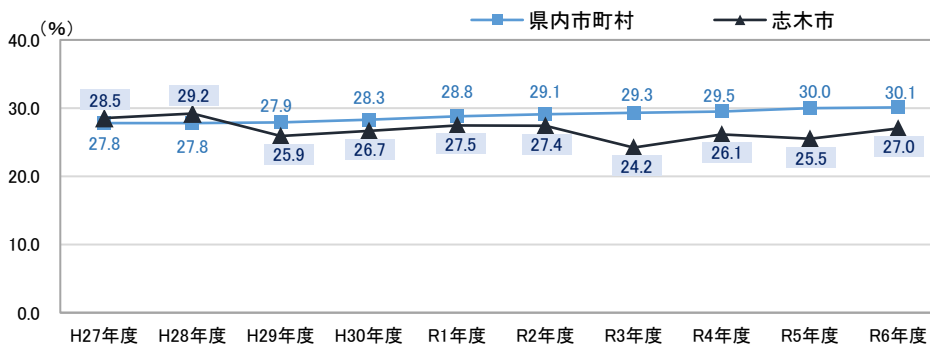
資料：令和2年国勢調査、就労状況等基本方針、労働力状態(8区分)、年齢(5歳階級)、男女別15歳以上人口及び労働力率 - 都道府県、市区町村

○審議会等における女性委員の割合

法令又は条例で設置されている審議会等においては、委員の男女構成の均衡を図るよう努めていますが、専門性が要求される場合や役職に基づき委嘱する場合、前提となる資格要件が限定されている場合もあり、女性委員の割合は30%未満で推移しています。

図 審議会等における女性委員の割合

※審議会等における女性委員数÷審議会等における全委員数



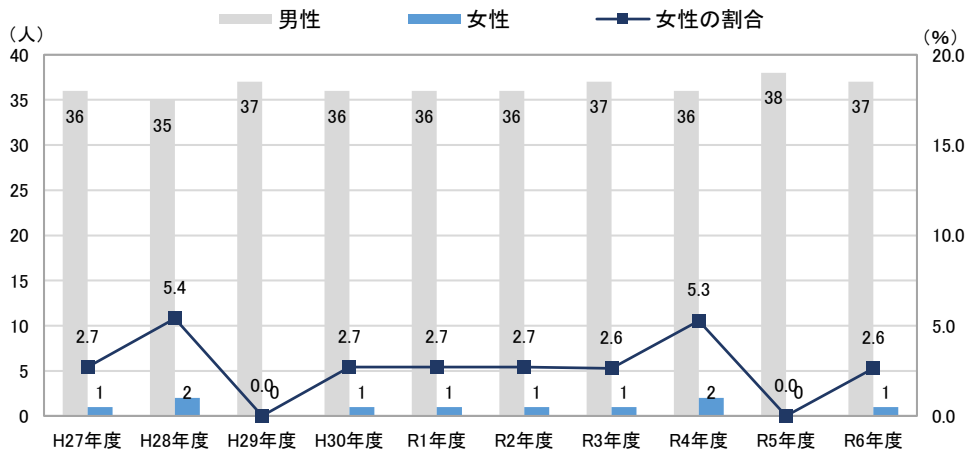
資料：人権推進室

¹⁶ 労働力率：15歳以上の人口に占める労働力人口の割合。労働力人口は就業者に完全失業者を加えた人数で、15歳以上の人のうち、仕事をしている人、仕事を休んでいる人や、仕事はしていないが求職中で働こうとしている人を含む。

○町内会の方針決定への参画

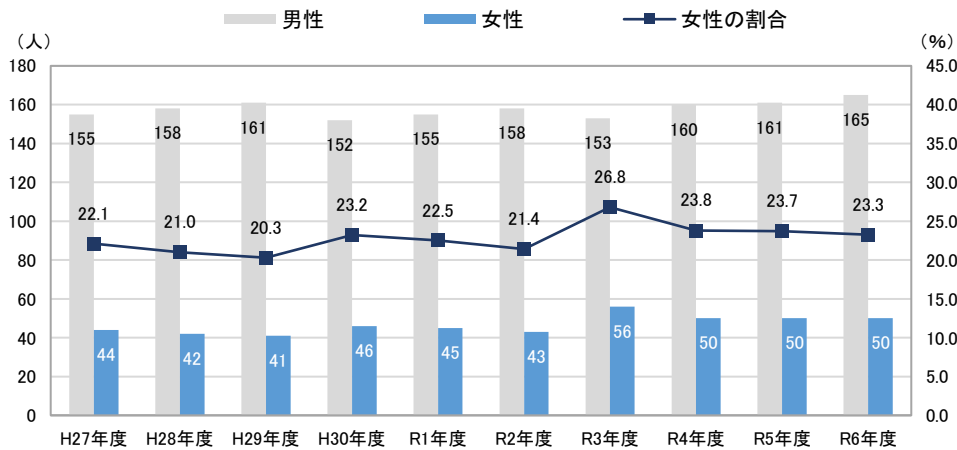
令和6年度における女性の町内会長の割合は、2.6%となっており、副会長の女性の割合は、23.3%となっています。

図 町内会における女性の会長の割合



資料：市民活動推進課

図 町内会における女性の副会長の割合

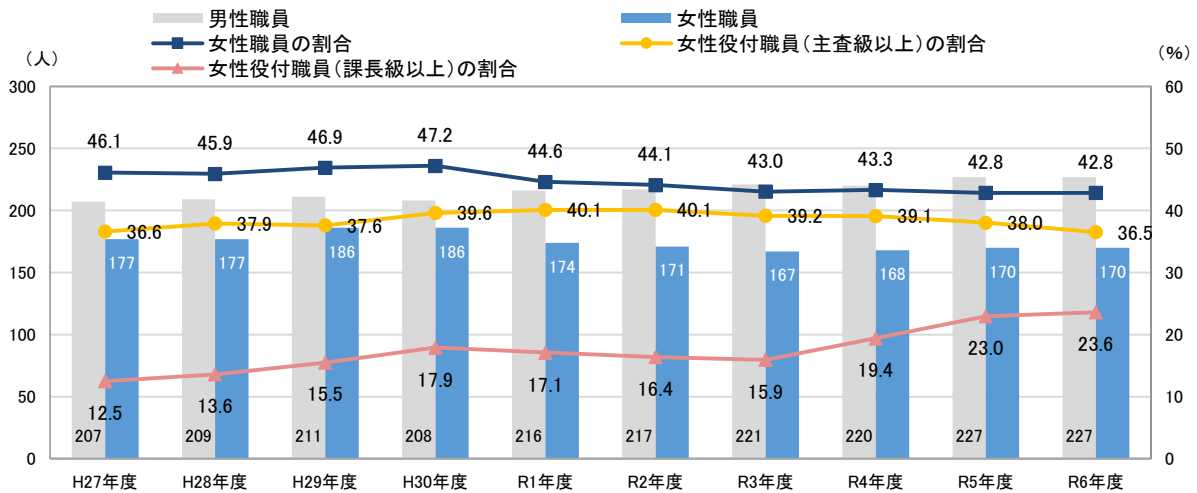


資料：市民活動推進課

○市役所における女性職員の割合

本市の市役所における女性職員の割合は、平成30年度の47.2%を境に減少し、令和6年度には42.8%となっています。全役付職員における女性役付職員の割合をみると主査級以上は36.5%（69人）、課長級以上は23.6%（17人）となっており、課長級以上の女性職員の割合は増加傾向になっています。

図 女性職員の割合



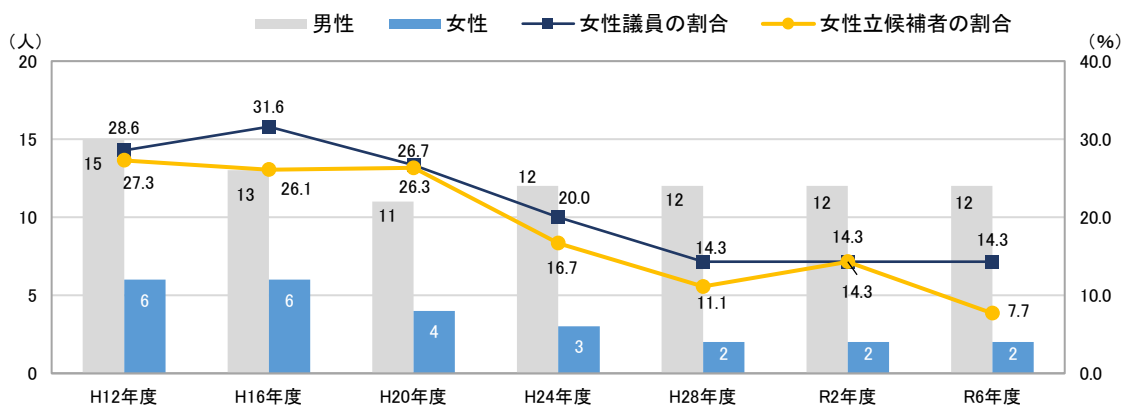
資料：人事課

○市議会への参画

本市の市議会における女性議員の割合は、平成16年度の31.6%を境に減少に転じ、令和6年度には14.3%となっています。

また、市議会選挙における女性立候補者の割合は、平成12年度には27.3%でしたが、令和6年度には7.7%となっており、低い傾向にあります。

図 市議会における女性議員の割合



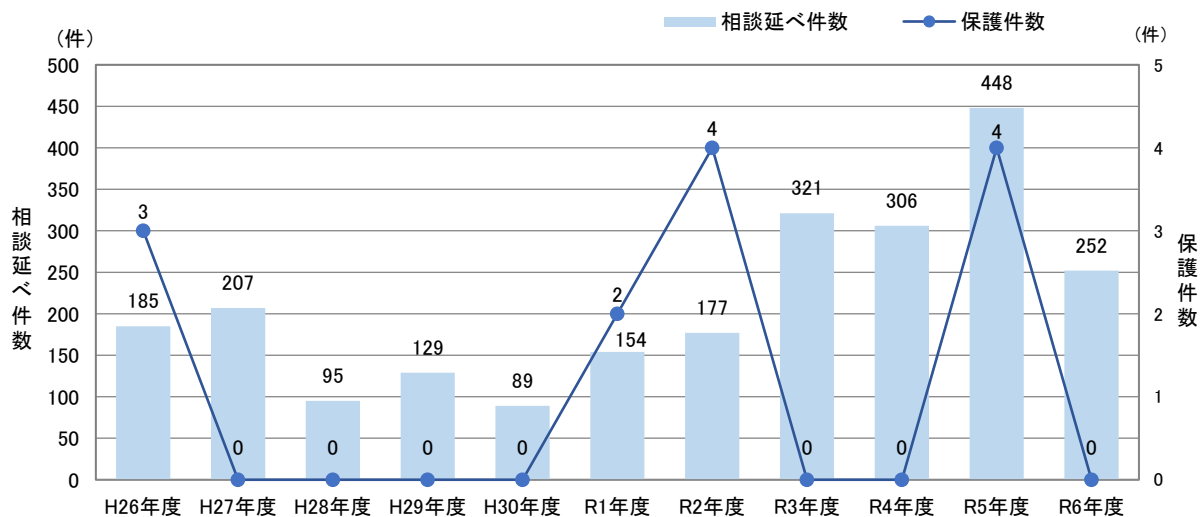
資料：議会事務局(各年度5月1日現在)
選挙管理委員会事務局(各年度5月1日現在)

(4) DV相談の状況

○DVに関する相談と保護

DVに関する相談と保護件数は年度によって増減がありますが、令和6年度には相談延べ件数が252件、保護件数が0件となっています。

図 DVに関する相談と保護の件数の推移



資料：志木市DV対策ネットワーク会議

2 市民意識調査からみる現状

(1) 調査の概要

調査目的	本計画の基礎資料とすることを目的として実施
調査期間	令和6年9月24日(火)～10月18日(金)
調査方法	調査地域：市全域 調査の対象：市内在住の18歳以上の男女各500人(計1,000人)を無作為抽出 配布・回収方法：調査票は郵送により配布、回収は郵送またはインターネット
回収状況	配布数：1,000件 回収数：303件 回収率：30.3%
調査項目	(1) 回答者の基本属性 (2) 男女平等感について (3) 子育てや介護について (4) 家事について (5) 子どもの教育について (6) 就業について (7) ワーク・ライフ・バランス ¹⁷ (仕事と生活の調和)について (8) 社会参画について (9) 防災について (10) DV(ドメスティック・バイオレンス)／女性に対する暴力について (11) セクシュアル・ハラスメント ¹⁸ (性的嫌がらせ)について (12) 人権・相談について (13) 男女共同参画社会実現のための施策について (14) 男女共同参画推進についてのご意見

*17 ワーク・ライフ・バランス：仕事と生活の調和のこと。国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることを指す。

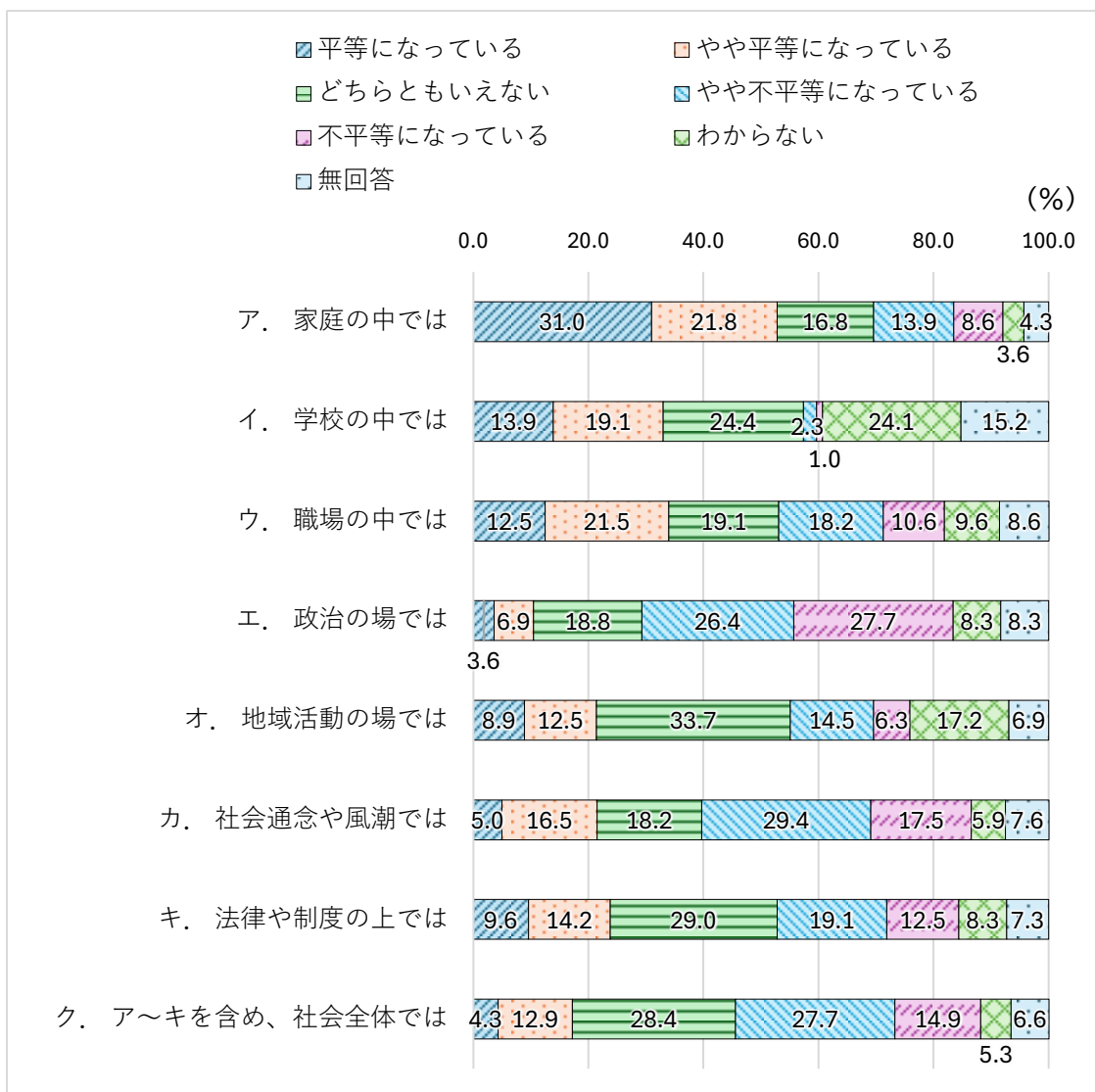
*18 セクシュアル・ハラスメント：相手の意に反した性的な言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的うわさの流布、衆目にふれる場所へのわいせつな写真などの掲示など、様々な態様のものが含まれる。

(2) 結果の概要

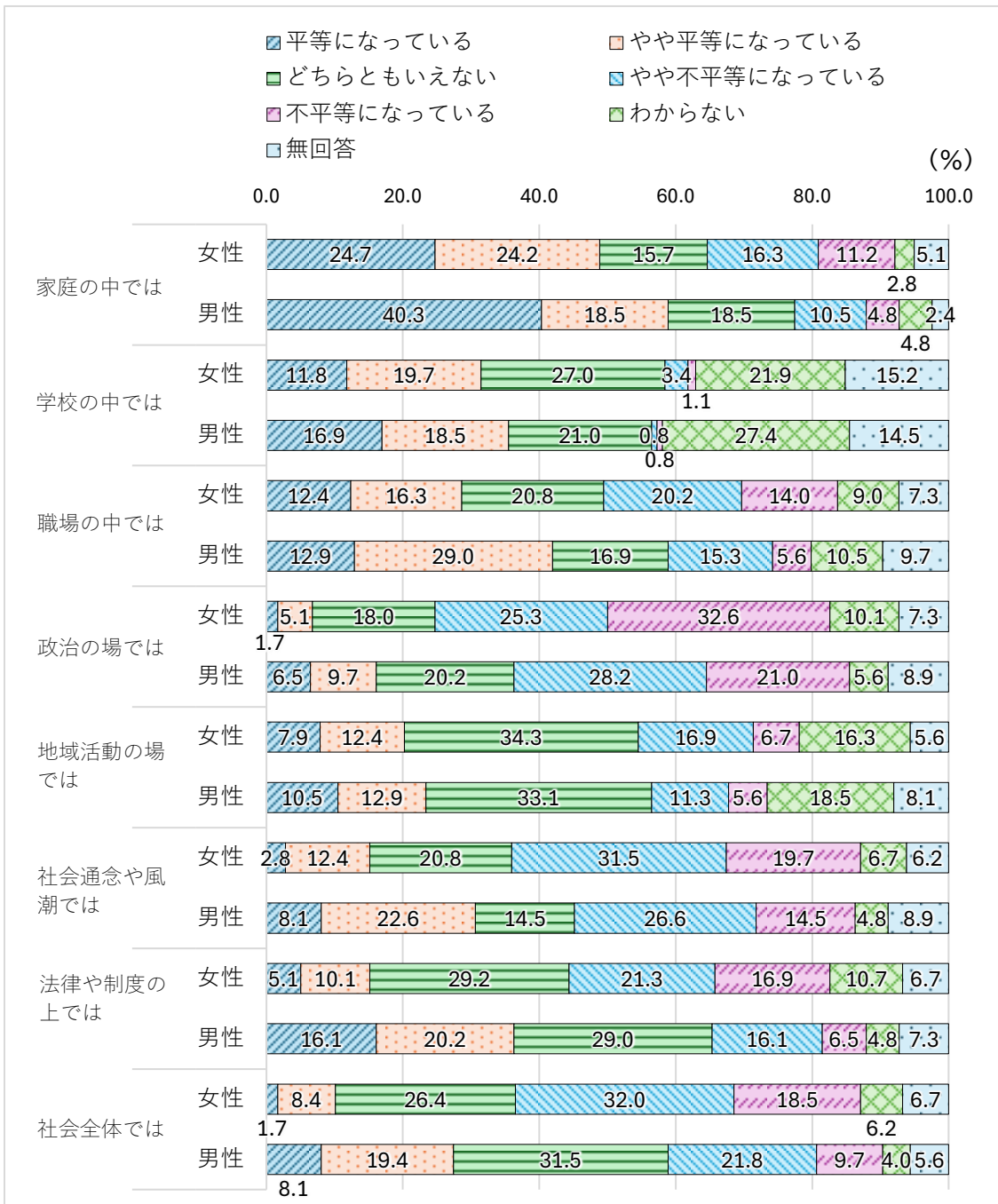
○男女平等感について

男女の平等感について、最も平等に感じている項目は「家庭の中では」で、「平等になっている」と「やや平等になっている」を合わせると52.8%となっています。一方、最も不平等に感じている項目は「政治の場では」となっています。

男女別にみると、すべての項目で女性の方が、「平等になっている」と「やや平等になっている」を合わせた割合が少なく、「不平等になっている」と「やや不平等になっている」を合わせた割合が多くなっています。



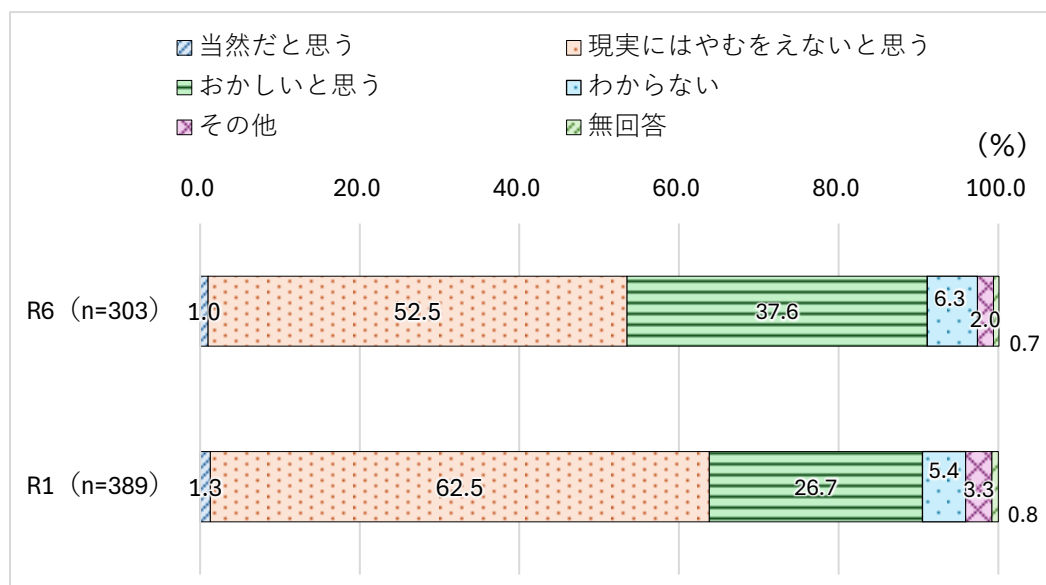
(性別)



○子育てや介護について

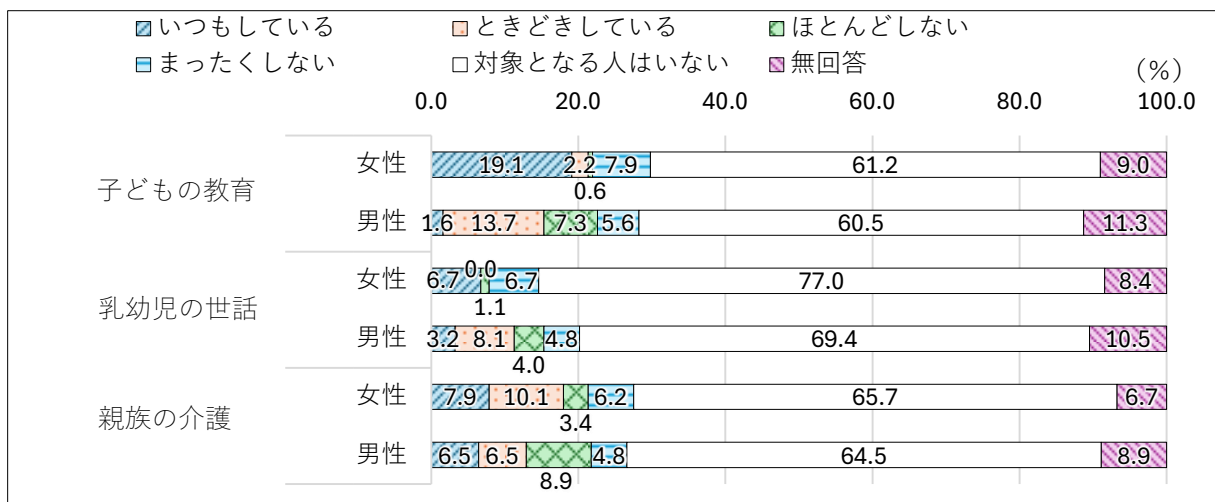
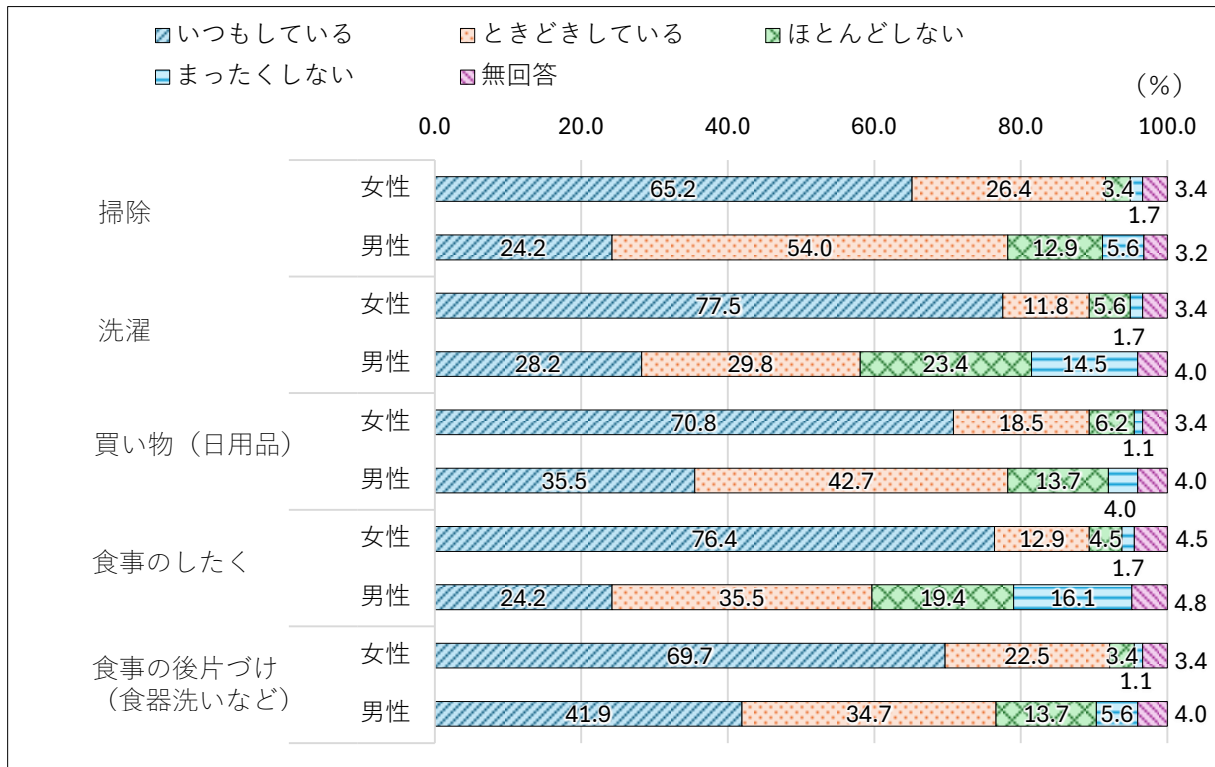
子育てや介護を女性が主に行っていることが多い現状については、「現実にはやむをえないと思う」が52.5%、次いで「おかしいと思う」が37.6%となっています。

令和元年度調査と比較すると、「現実にはやむをえないと思う」の割合が10ポイント減少し、「おかしいと思う」の割合が約11ポイント増加しており、性別による固定的役割分担意識に改善の傾向が見られます。一方、「現実にはやむをえないと思う」が男女ともに依然として最も多くなっていることから、更なる普及・啓発が求められます。



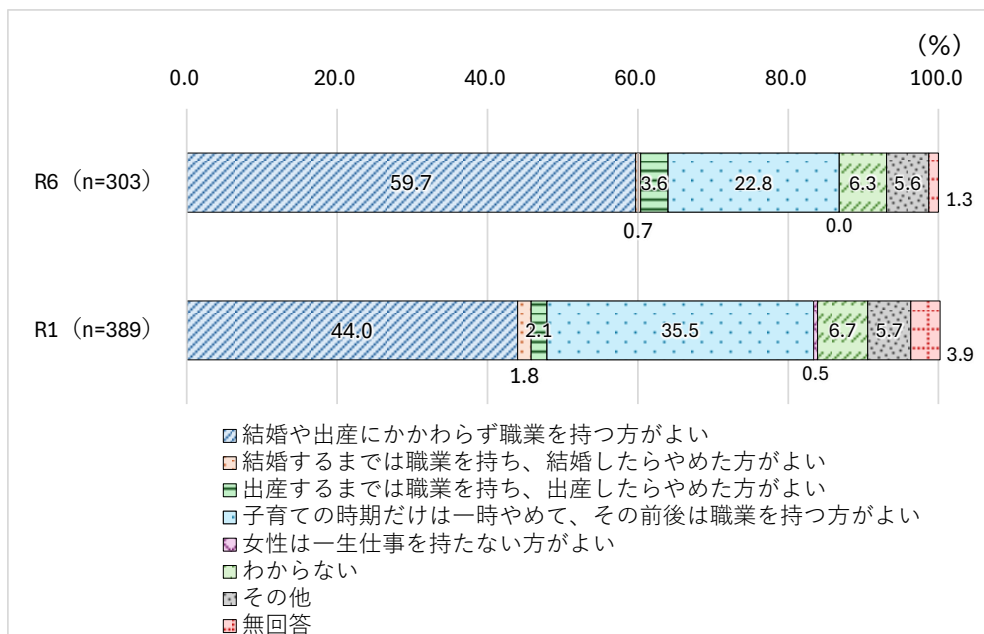
○家事について

家事、育児、介護をどの程度行っているかについて、「いつもしている」では、女性では、「洗濯」が77.5%、「食事のしたく」が76.4%、「買い物（日用品）」が70.8%など、各項目とも女性のほうが多くなっています。男性では、「食事の後片づけ（食器洗いなど）」が41.9%、「買い物（日用品）」が35.5%で比較的多くなっています。



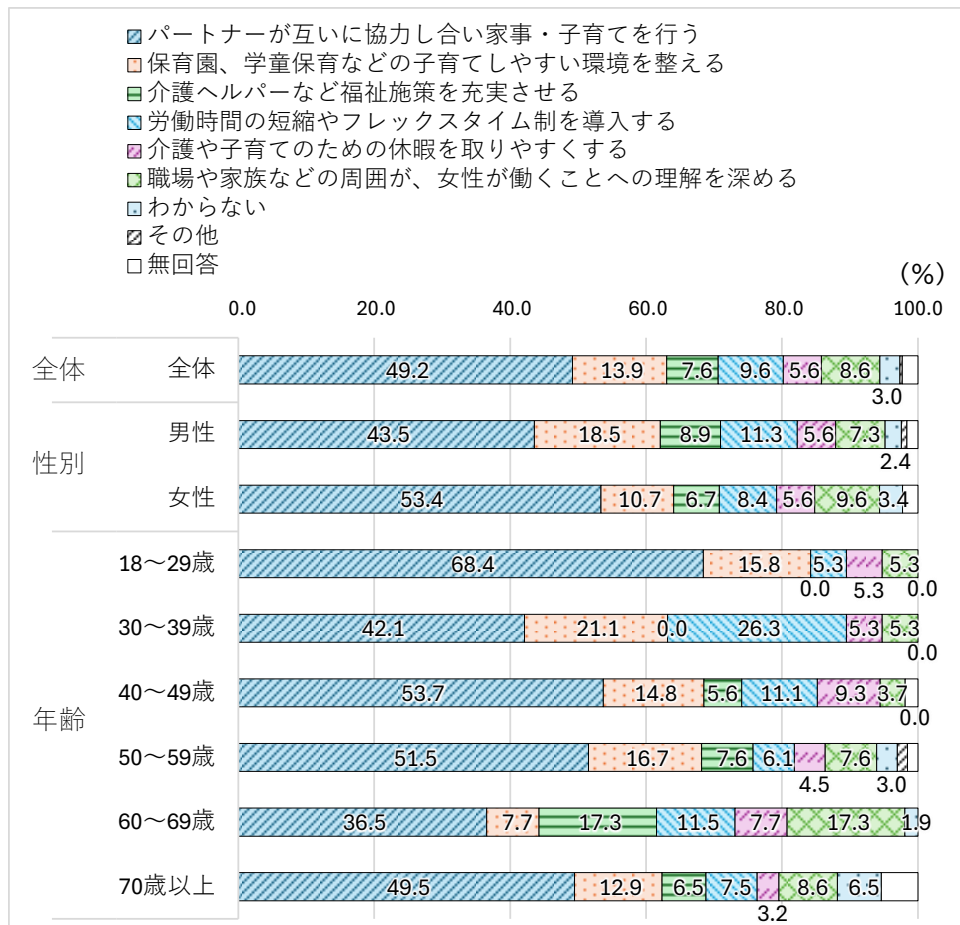
○就業について

女性が職業を持つことについては、「結婚や出産にかかわらず職業を持つ方がよい」が59.7%、「子育ての時期だけは一時やめて、その前後は職業を持つ方がよい」が22.8%となっています。
令和元年度調査と比較すると、「結婚や出産にかかわらず職業を持つ方がよい」が増加し、「子育ての時期だけは一時やめて、その前後は職業を持つ方がよい」が減少しています。



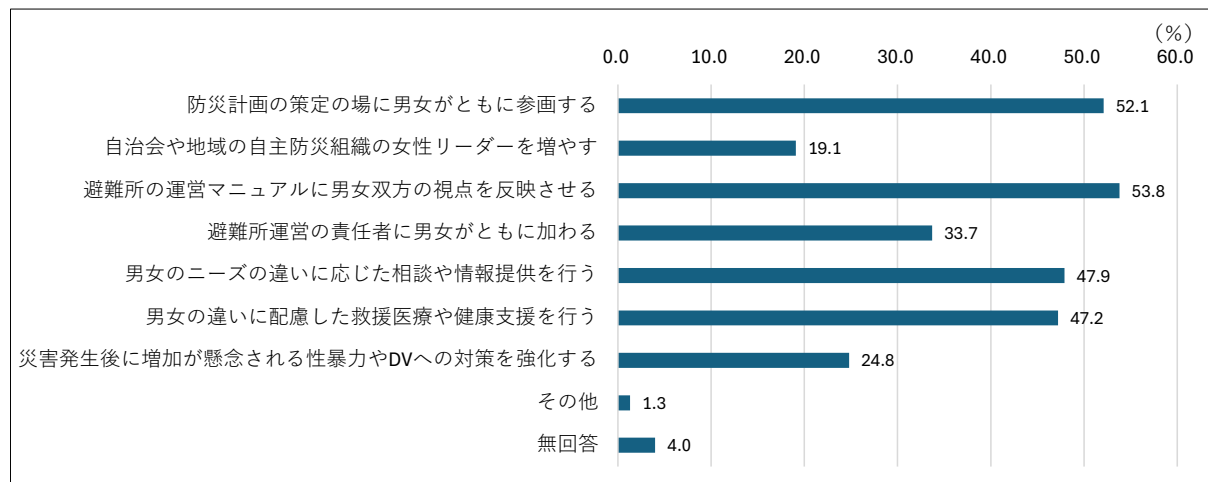
○ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)について

男女が共に仕事と家庭を両立するために必要なことについては、「パートナーが互いに協力し合い家事・子育てを行う」が49.2%、「保育園、学童保育などの子育てしやすい環境を整える」が13.9%となっています。「パートナーが互いに協力し合い家事・子育てを行う」の割合を性別で見ると、男性が43.5%、女性が53.4%で、女性のほうが多くなっています。



○防災について

防災・災害対策で男女共同参画を推進するためには、「避難所の運営マニュアルに男女双方の視点を反映させる」が53.8%、「防災計画の策定の場に男女がともに参画する」が52.1%となっています。



ODVについて

パートナーにDV(ドメスティック・バイオレンス)をしたこと、されたことの有無について、「そのようなことはない(まったくない)」が79.2%、「DVを受けたことがある」が8.3%、「DVをしたことがある」が2.3%となっています。

問27 DVを受けたこと、したこと	1 るDVをしたことがある	2 あるDVを受けたことがある	3 いそのようなことはない(まったくない)	4 わからない	5 その他	無回答	回答者数
全体	2.3	8.3	79.2	6.9	0.7	3.0	303
性別	男性	4.0	0.0	84.7	8.1	0.8	124
	女性	1.1	14.0	75.8	6.2	0.6	178
	その他	-	-	-	-	-	0

〇人権について

性犯罪やDV等の行為をなくするために必要なことについては、「法律、制度の制定や見直し」が44.2%、「犯罪の取り締まりの強化」が43.9%となっています。

性別では、男性は「犯罪の取り締まりの強化」が52.4%、女性は「法律、制度の制定や見直し」が41.0%で、それぞれ多くなっています。

問33 人権を無視した行為をなくすため	1 し法律、制度の制定や見直し	2 犯罪の取り締まりの強化	3 の整備者の増や裁判員制度の充実	4 識暴啓発の根絶に向けた意	5 教人権の充実に	6 の強化や貸し出しの制限	7 特に対策の必要はない	8 わからない	9 その他	無回答	回答者数
全体	44.2	43.9	29.7	11.6	22.4	10.9	1.0	5.3	2.6	4.6	303
性別	男性	49.2	52.4	25.0	11.3	17.7	1.6	7.3	0.8	2.4	124
	女性	41.0	38.2	33.1	11.8	25.8	0.6	3.9	3.9	5.6	178
	その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
年齢	18~29歳	47.4	68.4	52.6	0.0	15.8	0.0	0.0	0.0	0.0	19
	30~39歳	57.9	31.6	42.1	0.0	26.3	0.0	5.3	5.3	10.5	19
	40~49歳	59.3	51.9	27.8	18.5	13.0	5.6	0.0	3.7	0.0	54
	50~59歳	51.5	47.0	30.3	9.1	25.8	6.1	1.5	3.0	4.5	66
	60~69歳	38.5	44.2	30.8	17.3	28.8	7.7	0.0	1.9	5.8	52
	70歳以上	30.1	34.4	22.6	10.8	22.6	21.5	1.1	10.8	0.0	10.8

3 第6次志木市男女共同参画基本計画の評価

本市では、男女共同参画社会の実現を目指し、第6次志木市男女共同参画基本計画に基づきさまざまな施策に取り組んできました。計画期間の5年間では、男女共同参画についての市民意識が向上（女性が職業を持つこと、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）という言葉の認知度など）するなどの成果は見られましたが、数値が低下した項目（育児・介護休業法、DV防止法、男女共同参画基本法などの認知度低下など）もありました。また、多くの指標は目標値の達成は厳しい状況です。

第6次志木市男女共同参画基本計画における基本目標ごとの評価結果は以下のとおりです。

基本目標Ⅰ：あらゆる人権が尊重されるまち

	現状値 (令和元年度)	令和6年度実績	目標値 (令和7年度)
固定的な性別役割分担 ¹⁹ に同感しない人の割合	66.8%	65.7%	75.0%
セクシュアル・マイノリティ ²⁰ (性的少数者)という言葉を知っている人の割合	69.4%	75.2%	80.0%
男性が育児・介護休暇を取得すべきと考える人の割合	82.7%	86.1%	100.0%
男性が家庭内で家事を「いつもしている」と回答した人の割合	27.7%	30.8%	35.0%
市役所における男性職員の育児休業取得率	9.0%	40.0%	15.0%

● 基本目標Ⅰについての評価

この目標においては、市民の男女共同参画や性の多様性に関する意識啓発が進んでいます。市民意識調査では「ジェンダー」という言葉の認知度が令和元年の39.3%から令和6年には65.0%へと大幅に向上しており、基本的な概念の浸透が見られます。また、子育てや介護の女性負担について「おかしいと思う」と回答する割合も増加し、固定的な性別役割分担意識の是正に向けた意識変革が進んでいると評価できます。男女共同参画推進月間事業におけるパネル展示や特別図書展、人権研修会、「広報しき」での記事掲載など、多岐にわたる啓発事業のほとんどが「課題解決に値する成果が得られた」とされています。小・中学校での教職員や児童・生徒への男女平等教育・性の多様性に関する研修も積極的に行われています。

*19 固定的な性別役割分担：男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けること。

*20 セクシュアル・マイノリティ：一般的には同性愛者、両性愛者、トランスジェンダー（性同一性障害の当事者を含む）などのこと。

基本目標Ⅱ：だれもが安心して暮らせるまち

	現状値 (令和元年度)	令和6年度実績	目標値 (令和7年度)
パートナーからDVを受けた経験が「まったくくない」と回答した人の割合	73.5%	79.2%	80.0%
パートナーからDVを受けたあと、相談した人の割合 ※令和6年度は、「したこと、受けたことを相談した人の割合」	40.0%	38.7%	50.0%
乳がん検診の受診率	18.8%	令和5年度 16.3%	50.0%
子宮頸がん検診の受診率	11.2%	令和5年度 11.3%	50.0%

● 基本目標Ⅱについての評価

「だれもが安心して暮らせるまち」を目指すこの目標では、DV防止の啓発や相談・支援体制の充実が進んでいます。DV防止に関する啓発活動は、庁内などの関係機関への研修、企業人権問題研修会など多角的に実施されています。特に、パートナーからDVを受けた経験が「まったくくない」と回答した人の割合は82.7%と高く、良好な状態にあることが示唆されます。また、生涯を通じた健康づくりにおいては、各種がん検診事業や特定健康診査、母子保健事業などが充実しており、志木市の女性の健康寿命が埼玉県内で常に上位である点は特筆すべき成果です。

しかし、安心して暮らせるまちの基盤となる法律に関する市民の認知度には大きな課題が見られます。市民意識調査では、「育児・介護休業法」「DV防止法」「男女共同参画社会基本法」の認知度が大幅に減少しており、特に「育児・介護休業法」は令和元年の46.8%から令和6年には24.4%へ、「DV防止法」は35.0%から18.2%へと大きく低下しています。これは、法制度の周知が不十分である現状を示しており、普及啓発の強化が喫緊の課題です。

基本目標Ⅲ：あらゆる分野で男女が活躍できるまち

	現状値 (令和元年度)	令和6年度実績	目標値 (令和7年度)
職場の中で男女の地位が平等であると感じている人の割合	28.3%	35.6%	40.0%
「ワーク・ライフ・バランス」(仕事と生活の調和)について知っている人の割合 ※「言葉や内容、意味も知っている」と「聞いたことはある」の計	63.2%	70.3%	80.0%
保育園の待機児童数	47人	4人	0人
学童保育クラブの待機児童数	18人	14人	0人
市役所における女性の役付職員(主査相当職以上)の割合	40.1%	36.5%	42.0%
審議会等における女性委員の割合	27.5%	27.0%	40.0%

● 基本目標Ⅲについての評価

この目標では、男女がともに働きやすい環境づくりと子育て支援体制の充実が進んでいます。就労支援では「ジョブスポットしき」での職業紹介や就職相談、キャリアカウンセリング、障がい者等就労支援センター事業など、多角的な取組が高い評価を得ています。特に、保育園の待機児童数は目標値の「0人」をおおむね達成しており、民設民営保育園支援事業や保育時間の延長、乳児保育の充実、学童保育クラブの充実など、多様なニーズに対応した子育て支援策が高く評価できます。

しかし、政策・方針決定における女性の参画推進には依然として大きな課題が残されています。市議会における女性議員の割合は、平成16年度の31.6%をピークに減少し、令和2年度時点で14.3%と低い水準であり、市民意識調査の結果「女性議員が少ない」という認識とも一致しています。また、法令や条例に基づき設置されている審議会等における女性委員の割合も、令和6年度は29.0%と30%未満で推移しています。

基本目標Ⅳ：男女共同参画を連携して進めるまち

	現状値 (令和元年度)	令和6年度実績	目標値 (令和7年度)
男女共同参画に関する企業研修会への参加事業者数	11社	16社	17社
男女共同参画に関する職員研修会への参加者数	15人	40人	40人

● 基本目標Ⅳについての評価

この目標は、市民・事業者等との連携強化と市の推進体制の充実を図ることを目的としており、多くの点で成果を上げています。志木市民まつりでの人権啓発活動や広報しきでの男女共同参画に関する記事掲載など、多岐にわたる市民・事業者等との協働事業はすべて「A評価」となっています。公募市民や事業者等を含む「志木市男女共同参画審議会」が設置されており、年次報告書の作成や計画の進捗管理を通じて、市民や事業者の意見を市の男女共同参画推進に反映させる体制が構築されています。

一方で、市民・事業者等との連携においては、男女共同参画に関する企業研修会への参加事業者数は目標を達成しておらず、男女共同参画意識の啓発や具体的な取組への参加を促す上で、さらなる周知や工夫が必要です。広報活動は積極的に行われているものの、企業へのアプローチや連携を深めるための具体的な取組が求められています。

〇6つの重点事項

志木市男女共同参画推進条例第3条から第8条に規定する内容を重点事項とします。

1 男女の人権の尊重

性別により差別を受けることなく、個性を尊重し、能力を発揮する機会を確保し、それぞれの人権を尊重しようとするものです。

2 社会における制度又は慣行についての配慮

性別による固定的な役割分担などを反映した社会の制度や慣行をなくすよう努めるとともに、自らの意思に基づき多様な生き方を選択することができる社会を目指そうとするものです。

3 政策等の立案及び決定への共同参画

男女が共に社会の対等な構成員として、方針や政策決定の場に共同して参画する機会を確保しようとするものです。

4 家庭生活における活動と社会生活における活動への共同参画

子育て、家族の介護などの家庭生活と職場、地域などの社会生活において、男女が互いに協力し、対等に参画できるようにするものです。

5 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重

男女の対等な関係の下、互いの性に関するその特性を理解し、妊娠や出産などに関する生涯にわたる健康の保持と自己決定を尊重しようとするものです。

6 国際的協調

日常生活における男女共同参画のための取組が、国際社会における取組と密接な関係を有していることを認識し、国際社会と協調して推進を図るものです。

○私たちの責務

市・事業者等・市民がそれぞれ協力しあい、男女共同参画社会の推進に向けて果たすべき責務を定めています。

市の責務(第9条)

基本理念を踏まえた施策の策定と実施の責務
施策の策定や実施における男女共同参画推進の配慮
市民・事業者等との協力及び国・他の地方公共団体との連携
施策を推進するために必要な財政上等の措置

事業者等の責務(第10条)

基本理念を踏まえた事業活動における体制整備の責務及び市の施策への協力

市民の責務(第11条)

基本理念を踏まえた社会のあらゆる分野への積極的な参画及び市の施策への協力



2 計画の体系

本計画は、志木市男女共同参画推進条例の基本理念の実現のため、4つの基本目標を計画の柱として設定し、関係する各施策を位置付け、総合的かつ計画的に推進します。課題のうち、新とあるのは、本計画において新たに設定した課題を示しています。

基本目標	課題	施策の方向性	
I あらゆる人権が尊重され認め合えるまち	1 男女共同参画及び性の多様性に関する意識啓発	① 男女共同参画に関する意識啓発 ② 性の多様性についての理解促進 ③ 男女平等教育の充実 ④ 国際理解の推進	
	【女性活躍推進計画】 2 男性の家庭参画の促進	① 男性の家庭・地域活動等への参画促進 ② 男性の育児・介護休業制度などの活用促進	
II だれもが安全・安心に暮らせるまち 【困難な問題を抱える女性支援計画】	新 1 貧困対策と生活困窮者支援	① 経済的自立の支援と雇用環境の整備 ② ひとり親家庭等への支援 ③ 重層的な支援の推進 ④ 若年層への包括的支援の推進	
	【DV防止基本計画】 2 あらゆる暴力の根絶	① DVやストーカー行為防止の啓発 ② ハラスメント防止・暴力根絶の啓発	
		3 DV被害者等に対する相談・支援体制の充実	① 相談体制の充実 ② 志木市配偶者暴力相談支援センター事業の周知への取組 ③ 被害者の安全確保と自立支援 ④ 関係機関との連携
		4 生涯を通じた健康づくり	① ライフステージに沿った健康づくりのための各種事業の充実 ② 母子保健事業等の推進
	新 5 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進	① 地区災害対策本部における男女共同参画の推進 ② 避難所班等への女性職員の配置拡大	
III あらゆる分野でだれもが活躍できるまち 【女性活躍推進計画】	1 男女がともに働きやすい環境づくり	① 企業等における女性の活躍促進 ② 男女の均等な雇用機会の確保と就労環境の待遇改善への取組 ③ 子育てや介護を支援する体制の充実	
	2 政策・方針等の決定における女性の参画推進	① 審議会委員や市職員管理職等への女性の登用推進 ② 地域活動における女性参画の促進 ③ 女性の人材発掘・育成・活躍の推進	
IV 男女共同参画を連携して進めるまち	1 市民・事業者等との連携	① 男女共同参画のための多様な活動の促進 ② 計画推進に関する市民・事業者等との連携	
	2 市の推進体制の充実	① 庁内の計画推進体制の充実 ② 年次報告書の作成 ③ 男女共同参画に関する実態調査の実施	

3 計画の指標

基本目標を達成するため、課題ごとに指標を次のように設定します。指標のうち指標欄に

新規 とあるものは、本計画において新たに設定した指標を示しています。

なお、これらの指標については、進捗状況を毎年度調査し、調査結果をホームページに公表します。

基本目標	指標	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
I あらゆる人権が尊重され認め合えるまち	固定的な性別役割分担に同感しない人の割合	65.7%	75.0%
	セクシュアル・マイノリティ(性的少数者)という言葉を知っている人の割合	75.2%	85.0%
	男性が育児・介護休暇を取得すべきと考える人の割合	86.1%	95.0%
	男性が家庭内で家事を「いつもしている」と回答した人の割合	30.8%	40.0%
	市役所における希望する男性職員の育児休業取得率	100%	100%
II だれもが安全・安心に暮らせるまち	新規 高等職業訓練促進給付金による就業実績件数	4人	5人
	新規 ヤングケアラー ²¹ 家事支援事業におけるヘルパーを派遣した世帯数	1世帯	10世帯
	パートナーにDVをしたこと、されたことが「そのようなことはない(まったくない)」と回答した人の割合	79.2%	90.0%
	パートナーにDVをしたこと、受けたことについて、相談した人の割合	38.7%	50.0%
	乳がん検診の受診率	令和5年度 16.3%	60.0%
	子宮頸がん検診の受診率	令和5年度 11.3%	60.0%
	新規 健康寿命(65歳に達した方が介護保険制度の「要介護2以上」になるまでの期間)	男 18.48年 女 21.58年	男 18.85年 女 22.13年
	新規 地区災害対策本部の女性職員の人数	各1人(5人中)	各1人以上
新規 災害対策本部の避難所班及び医療班の女性職員の構成率	各50%以上 (13カ所)	各50%以上	
III あらゆる分野でだれもが活躍できるまち	職場の中で男女の地位が平等であると感じている人の割合	34.0%	40.0%
	「ワーク・ライフ・バランス」(仕事と生活の調和)について知っている人の割合	70.3%	80.0%
	市役所における女性の役付職員(管理監督職)の割合	30.9%	35.0%
	審議会等における女性委員の割合	29.0%	40.0%
IV 男女共同参画を連携して進めるまち	企業向け人権研修会への参加者数	16社 40人	20社 50人
	新規 市民向け人権研修会への参加者数	147人	160人
	職員向け人権研修会での理解率(新人研修)	50.0%	70.0%

²¹ ヤングケアラー：高齢、身体上、精神上の障害又は疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供する者(ケアラー)のうち、18歳未満の者。

第4章 計画の内容

基本目標Ⅰ あらゆる人権が尊重され認め合えるまち

固定的な性別役割分担意識が解消され、性の多様性を含むあらゆる人権が尊重される社会の実現を目指し、男女共同参画についての意識啓発や人権教育に取り組むとともに、男女が互いに協力し合い、家庭や社会において対等に参画できる社会の実現を目指します。

課題1 男女共同参画及び性の多様性に関する意識啓発

《現状と課題》

「男性は仕事、女性は家庭」という固定的な性別役割分担意識は、人々の意識や行動、慣習などの中には、依然として、男女の不平等感が残っていると考えられ、引き続き、すべての世代を対象に、男女平等意識を持つことの重要性についての啓発が求められます。

また、男女という性別に捉われず、誰もが自分らしく暮らすことができるよう、性の多様性を理解し、尊重する意識の醸成も重要です。

男女平等意識や性の多様性を含むあらゆる人権を尊重する意識の浸透と定着を図るためには、子どもの頃からの教育が重要であり、発達段階に応じた教育を充実させていく必要があります。

《具体的取組》

施策の方向性	主な取組内容	主な推進担当
①男女共同参画に関する意識啓発	毎年6月に開催している志木市男女共同参画推進月間事業など、各種啓発事業、研修会を通じ、アンコンシャス・バイアス ²² （無意識の思い込み）解消など男女共同参画に関する意識啓発を図ります。 また、「広報しき」、市ホームページなどの各種媒体を活用し、広報啓発活動を推進するとともに、「男女共同参画の視点から考える表現ガイド」（埼玉県）の活用に努めます。	人権推進室 生涯学習課
②性の多様性についての理解促進	性の多様性についての理解促進を図るため研修会を開催するとともに、「広報しき」、市ホームページなどの各種媒体を活用し、性的指向・性自認に関するハラスメント防止のため、意識啓発を図ります。	人権推進室 生涯学習課

*22 アンコンシャス・バイアス：無意識の思い込みや偏見のこと。性別・年齢・職業などに基づく先入観が判断や行動に影響を及ぼすため、その存在に気づき、適切に対処することが重要とされる。

施策の方向性	主な取組内容	主な推進担当
③男女平等教育の充実	男女共同参画に関する正しい理解を浸透させるため、教育関係者に対する研修等の充実を図るとともに、学校などにおいて、男女平等教育を推進します。	保育課 学校教育課 いろは遊学図書館 柳瀬川図書館
④国際理解の推進	男女共同参画に関する国際的な情報や資料を収集し、市民への情報発信に努めます。	人権推進室

《指標》

	現状値	目標値
固定的な性別役割分担に同感しない人の割合 (市民意識調査 問9)	令和6年度 65.7%	令和12年度 75.0%
セクシュアル・マイノリティ(性的少数者)という言葉の意味を知っている人の割合 (市民意識調査 問34)	令和6年度 75.2%	令和12年度 85.0%

《関連データファイル》

「男性は仕事、女性は家庭」という考え方についての市民意識の変化

- 令和6年度に実施した市民意識調査の結果では、「男性は仕事、女性は家庭」という考え方について、「そうは思わない」が65.7%で最も割合が高く、次いで「どちらともいえない」が26.7%となっています。
- 令和元年度の調査と比較すると「そう思う」の割合が減少、「そうは思わない」の割合も減少しています。
- 「そうは思わない」の回答を男女別に見ると(令和6年度)、男性が59.7%、女性が70.2%であり、男性の割合が低くなっています。

(%、人)

問9 「男性は仕事、女性は家庭」について	1 そう思う	2 そうは思わない	3 どちらともいえない	4 わからない	無回答	回答者数
令和元年度調査	6.7	66.8	24.9	0.8	0.8	389
令和6年度調査	5.0	65.7	26.7	1.7	1.0	303
性別						
男性	8.1	59.7	29.0	2.4	0.8	124
女性	2.8	70.2	25.3	1.1	0.6	178
その他	-	-	-	-	-	0

課題2 男性の家庭参画の促進

《現状と課題》

男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進していますが、実際の行動においては、依然として女性が家事を担う割合が高いという状況が見られます。このことは、共働き家庭が増加するなか、女性の活躍を阻害する要因にもなっています。

「意識の改善」をさらに進めるとともに、「行動の改善」へとつなげていくためには、男性が積極的に家庭参画できるよう、具体的な場面や取組方法をわかりやすく発信するなど、実践的な行動に結び付く啓発が必要です。

また、家庭において、男性が家事や育児などの責任を共有していくためには、休暇の積極的な取得や長時間労働の改善など、働き方の見直しも重要であり、育児・介護休業制度の活用促進と事業所の理解促進が求められます。

《具体的取組》

施策の方向性	主な取組内容	主な推進担当
①男性の家庭・地域活動等への参画促進	男性向けの啓発資料の作成・配布のほか、父親の育児参加を促す機会や場づくり、実践的な学習の場となる講座の開催など、家庭に関する学習機会の充実を図ります。 また、男性の地域活動への参加を促進します。	人権推進室 子ども支援課（子育て支援センター） 健康増進センター
②男性の育児・介護休業制度などの活用促進	職場や家庭における男女の役割分担の見直しを図りつつ、市役所をはじめ、市内事業所への啓発や情報提供を通じて、男性が積極的に育児や介護に関わるための環境を整備するとともに、意識の転換と制度の利用促進を進めます。	人事課 人権推進室

《指標》

	現状値	目標値
男性が育児・介護休暇を取得すべきと考える人の割合（市民意識調査 問11）	令和6年度 86.1%	令和12年度 95.0%
男性が家庭内で家事を「いつもしている」と回答した人の割合（市民意識調査 問12） ※「掃除」、「洗濯」、「買い物(日用品)」、「食事のしたく」、「食事の後片付け(食器洗いなど)」の平均	令和6年度 30.8%	令和12年度 40.0%
市役所における希望する男性職員の育児休業取得率	令和6年度 100%	令和12年度 100%

《関連データファイル》

男性が育児・介護休暇を取得することについての市民意識の変化

- 令和6年度に実施した市民意識調査の結果では、男性が育児休業や介護休業を取得することについて、「どちらかといえば取得した方がよい」が44.2%で最も割合が高く、次いで「取得すべきだ」が41.9%となっています。
- 令和元年度の調査と比較すると「取得すべきだ」の割合が増加しており、男性の育児・介護への参加を肯定する意識が高まりつつあります。

(%, 人)

問11 男性の育児休業、介護休業取得	1 取得すべきだ	2 どちらかかといえ ば取	3 どちらかといえ ば取	4 取得すべきでは ない	5 わからない	6 その他	無回答	回答者数
令和元年度調査	32.6	50.1	4.4	0.5	8.0	3.6	0.8	389
令和6年度調査	41.9	44.2	3.0	0.3	7.9	2.0	0.7	303
性別								
男性	43.5	41.1	5.6	0.0	7.3	0.8	1.6	124
女性	41.0	46.6	1.1	0.0	8.4	2.8	0.0	178
その他	-	-	-	-	-	-	-	0



基本目標Ⅱ だれもが安全・安心に暮らせるまち

貧困対策や男女間のあらゆる暴力の根絶、身体的・精神的に健康で安心して暮らせる社会の実現を目指し、相談体制の充実やDV 被害者へのきめ細かな対応を進めるとともに、性差に配慮した健康づくりを支援します。

課題1 貧困対策と生活困窮者支援

《現状と課題》

雇用の分野において、女性は男性に比し非正規雇用労働者の割合が高く、賃金、採用、昇進における男女間の不合理な待遇格差が依然として残っており、これが高齢期を含めた女性の経済的自立を妨げる一因とされています。未婚・離婚による単身世帯や非正規雇用者の増加といった社会環境の変化も、女性が直面する経済的な困難を複合的に深化させています。

ひとり親家庭が安心して子育て・生活できるよう、経済的支援、自立支援を含む総合的な支援が必須です。生活の安定には、就業による経済的自立が不可欠です。

また、高齢、障がい、子ども、生活困窮などの各分野において実施している相談支援などの既存の取組を活かしつつ、市民の複雑化・複合化した狭間にある支援ニーズに対応するなど、包括的な支援体制の構築が求められます。

さらに、家庭内ケアによる心身の負担が子どもや若者に及ぼす影響（ヤングケアラー問題）について、その実態把握と早期発見、切れ目のない支援体制の構築が求められています。また、困難を抱える女性（児童を含む）へは、関係機関と連携して、制度の狭間に落ちることのない包括的な支援が求められます。

《具体的取組》

施策の方向性	主な取組内容	主な推進担当
①経済的自立の支援と雇用環境の整備	女性の就労と経済的自立を図るため、「ジョブスポットしき」と連携を図りながら、就労環境の改善に向けた企業への啓発や就労支援を促進します。	産業観光課
②ひとり親家庭等への支援	ひとり親家庭の自立のため、資格取得などのスキルアップを支援します。	子ども支援課
③重層的な支援の推進	高齢、障がい、子ども、生活困窮といった既存の福祉サービスでは対応が難しい重層的な課題について、新たな体制により、分野横断的な支援を切れ目なく提供し、包括的な相談・支援を推進します。	共生社会推進課 子ども支援課 長寿応援課

施策の方向性	主な取組内容	主な推進担当
④若年層への包括的支援の推進	ヤングケアラーの実態把握に努め、ニーズに合わせた支援を推進します。また、若年女性を含む、困難な問題を抱える女性等への支援を充実します。	子ども支援課

《指標》

	現状値	目標値
高等職業訓練促進総合給付金による就業実績件数	令和6年度 4人	令和12年度 5人
ヤングケアラー家事支援事業におけるヘルパーを派遣した世帯数	令和6年度 1世帯	令和12年度 10世帯



課題2 あらゆる暴力の根絶

《現状と課題》

暴力は、犯罪となる行為を含む深刻な人権侵害であり、特に女性に対する暴力は男女共同参画社会を実現する上で根絶すべき重要な課題です。しかしながら、社会の理解は依然として不十分であり、個人的な問題や家庭内の問題として捉えられてきました。

固定的な性別役割分担、経済的格差、上下関係といった構造的な要因に根差した暴力の背景を理解し、社会全体でその是正に取り組む必要があります。こうした背景のもと、DV やセクシュアル・ハラスメント等の防止には、人権を尊重する意識の醸成が不可欠です。

また、DV やセクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為は、親しい関係の中で発生することが多く、被害者が声を上げにくいという特性があります。外部に相談することに抵抗を感じる人もおり、事態の深刻化や長期化する恐れがあることから、被害の早期発見と対応が求められます。

地域や職場など様々な場面において、暴力を許さないという社会的意識を高めるため、継続的な意識啓発を進める必要があります。

《具体的取組》

施策の方向性	主な取組内容	主な推進担当
①DV やストーカー行為防止の啓発	市民一人ひとりがDV やストーカー行為を正しく理解し、身近な問題として捉えることが重要であり、そのため、講座や広報を通じた啓発を行うとともに、被害を受けた人が早期に相談・支援につながるような環境づくりを進めます。	子ども支援課 人権推進室
②ハラスメント防止・暴力根絶の啓発	ハラスメントやあらゆる暴力の根絶に向けて、市民の理解促進と意識啓発を図ります。講座や広報活動などを通じて、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現を目指します。また、職場でのセクシュアル・ハラスメント、パワーハラスメント等の各種ハラスメントの根絶に向けた啓発を推進します。	人事課 産業観光課 人権推進室

《指標》

	現状値	目標値
パートナーにDVをしたこと、されたことが「そのようなことはない（まったくない）」と回答した人の割合（市民意識調査 問27）	令和6年度 79.2%	令和12年度 90.0%

《関連データファイル》

パートナーにDVをしたこと、されたこと

- 令和6年度に実施した市民意識調査の結果では、パートナーにDVをしたこと、されたことの有無について、「そのようなことはない（まったくない）」が79.2%、「DVを受けたことがある」が8.3%、「DVをしたことがある」が2.3%となっています。
- 「DVを受けたことがある」を性別で見ると、女性は14.0%、男性は0%となっています。

(%、人)

問27 DVを受けたこと、したこと	1 るDVをしたことがある	2 あるDVを受けたことがある	3 いその（まっようなことではない）	4 わからない	5 その他	無回答	回答者数
全体	2.3	8.3	79.2	6.9	0.7	3.0	303
性別							
男性	4.0	0.0	84.7	8.1	0.8	2.4	124
女性	1.1	14.0	75.8	6.2	0.6	2.8	178
その他	-	-	-	-	-	-	0

課題3 DV 被害者等に対する相談・支援体制の充実

《現状と課題》

本市では、平成13年から女性相談、平成29年から男性相談を開始し、広く悩み相談を受け付け、潜在化しやすいDVなどの被害者支援に取り組んできました。平成21年には志木市DV対策ネットワーク及び志木市DV対策庁内連携会議を設置し、市内外の関係機関における切れ目のない連携支援体制を組織しています。

また、平成25年から志木市配偶者暴力相談支援センターを設置し、市の相談窓口などに寄せられた相談情報を集約するとともに、被害者の安全を確保しながら、安心して自立に向かえるよう、迅速な対応に努めています。令和5年のDV防止法改正や「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の施行を受けて、支援の実効性や包括性がより一層求められる中、本市でも相談者の意思や状況に配慮した柔軟な対応を行っています。

緊急に避難が必要な場合には、市が埼玉県男女共同参画推進センターや児童相談所などと連携し、シェルターなどに安全に避難することができるよう支援しています。また、自立した生活を望むDV被害者には、警察や避難先の自治体、あるいは健康保険、保育園、福祉制度などの利用に向け、関係課や市社会福祉協議会などと緊密な連携をし、安全を確保しながら自立への支援を行っています。

今後とも、すべての人にとって安全で安心なまちづくりを推進するため、志木市配偶者暴力相談支援センターを広く市民に周知するとともに、DV被害者の相談・支援体制のさらなる充実が求められます。

《具体的取組》

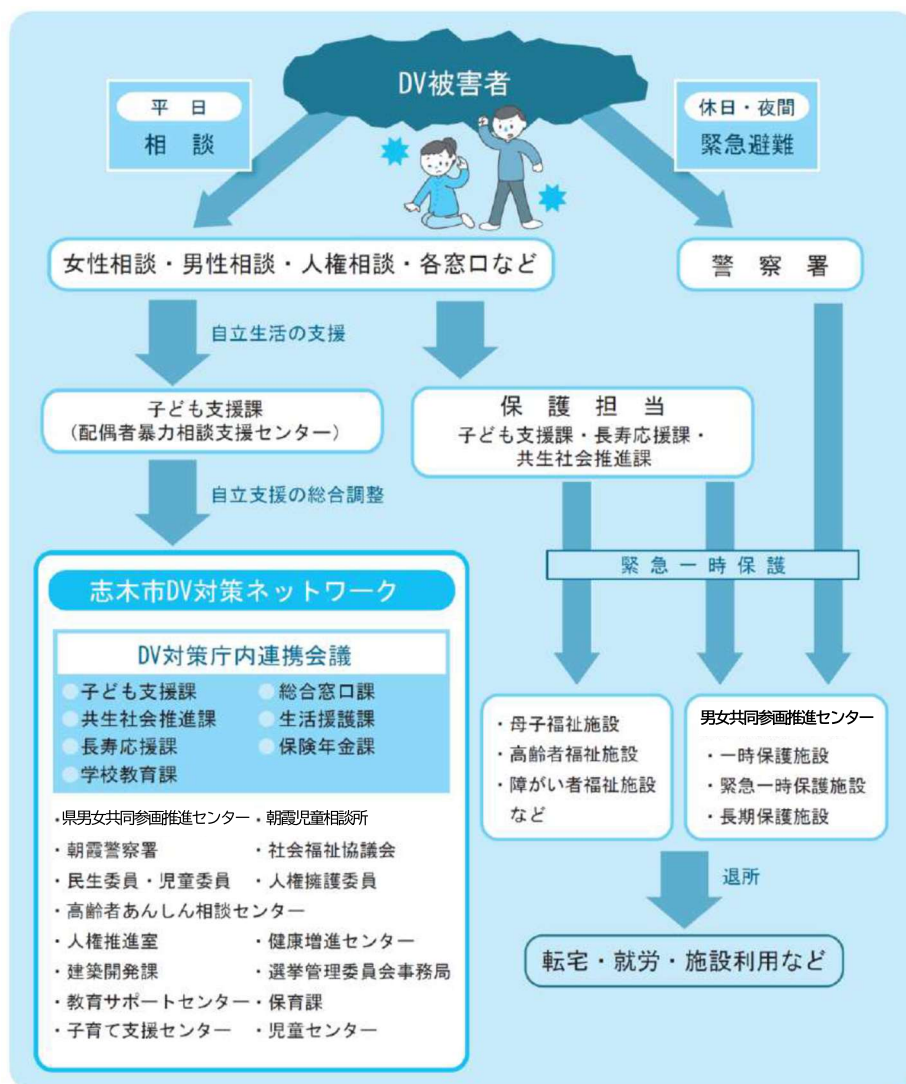
施策の方向性	主な取組内容	主な推進担当
①相談体制の充実	配偶者暴力相談支援センターを中心に、性別を問わずDV等の相談に対応し、被害者の安全確保と自立支援に取り組めます。庁内外の関係機関と連携した切れ目のない支援体制を整備します。	子ども支援課 総合窓口課 生活援護課 健康増進センター
②志木市配偶者暴力相談支援センター事業の周知への取組	「広報しき」や市ホームページなどを活用し、志木市配偶者暴力相談支援センターなどの周知を行います。	子ども支援課
③被害者の安全確保と自立支援	DV対策ネットワークを活用し、関係部署が連携しながら、DV被害者の自立した生活を支援します。	子ども支援課 総合窓口課 生活援護課 保険年金課
④関係機関との連携	DV被害者が緊急に避難を要する場合に保護担当を中心に連携し、安全な対応を図ります。	子ども支援課

《指標》

	現状値	目標値
パートナーにDVをしたこと、受けたことについて、相談した人の割合（市民意識調査 問28）	令和6年度 38.7%	令和12年度 50.0%

《関連データファイル》

志木市のDV被害者支援体制



課題 4 生涯を通じた健康づくり

《現状と課題》

女性の心身の状態は、思春期、妊娠・出産期、更年期、老年期といったライフステージごとに大きく変化するという特性から、男性とは異なる健康上の問題に直面することがあります。そのため、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ²³の観点を踏まえつつ、各ライフステージに応じて、女性が自らの性と健康に関する正確な知識・情報を入手できるよう支援するとともに、心身の健康管理の支援や母子保健医療体制の整備を行うことが重要です。また、健康はウェルビーイング²⁴に大きな影響を持つ要素の一つです。健康寿命日本一を目指した施策を推進するとともに、男女が互いの身体的特性を十分に理解し、互いに尊重しあえるよう、学校や地域における健康教育の充実が求められます。

本市においては、女性特有のがんリスクの早期発見・早期治療を推進することを目的に、一定の年齢を対象として子宮頸がん及び乳がん検診を無料化するなど受診率の向上を目指しており、令和6年度からは、30歳から65歳までの女性に対して、子宮頸がん検診をHPV単独法で実施しています。

また、平成22年7月に開設した健康増進センターを保健活動の拠点として、乳幼児期から高齢期までの健康支援が総合的に行える体制を整えており、今後も、性差を踏まえた保健・予防・医療分野の取組を始め、母子の健康づくりのさらなる支援の拡充などを総合的に推進することが必要です。

さらに、健康相談などの機会を捉えたDV被害者の発見・支援や、精神的な悩みへの支援など、関係課と連携した包括的な対応強化が重要です。

《具体的取組》

施策の方向性	主な取組内容	主な推進担当
①ライフステージに沿った健康づくりのための各種事業の充実	女性のライフステージに応じた健康課題に対応するため、思春期から老年期までの各段階に応じた健康づくり事業の充実を図ります。がん検診の受診促進や、母子保健、性に関する正しい情報提供、メンタルヘルスケアの強化などを推進します。	健康政策課 健康増進センター

*23 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ：性と生殖に関する健康と権利のこと。自分の身体や妊娠・出産に関する選択を自ら決定し、必要な情報と医療サービスを受けられる権利を含む。1994年にカイロで開催された国際人口開発会議において提唱された概念。

*24 ウェルビーイング：身体的・精神的・社会的にすべてが満たされた状態。短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念であり、かつ多様な個人がそれぞれ幸せや生きがいを感じるとともに、個人を取り巻く場や地域、社会が幸せや豊かさを感じられる良い状態にあることも含む包括的な概念とされる。

施策の方向性	主な取組内容	主な推進担当
②母子保健事業等の推進	不妊・不育症への支援や健康診査、パパママ学級、訪問指導など、妊娠・出産・子育て期における女性の心身の健康のため、母子保健事業を推進します。	健康増進センター

《指標》

	現状値	目標値
乳がん検診の受診率	令和5年度 16.3%	令和12年度 60.0%
子宮頸がん検診の受診率	令和5年度 11.3%	令和12年度 60.0%
健康寿命（65歳に達した方が介護保険制度の「要介護2以上」になるまでの期間）	令和5年 男 18.48年 女 21.58年	令和12年 男 18.85年 女 22.13年

《関連データファイル》

がん検診受診率

	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
乳がん	18.8%	16.0%	14.9%	15.6%	16.3%
子宮頸がん	11.2%	7.3%	8.9%	10.1%	11.3%

いろは健康21プラン(第5期)

本市では、いろは健康21プラン(第5期)を策定し、すべての世代の市民が人生100年時代を見据え、自分らしく生き、健康で楽しくいきいきとかがやき活動できるよう「みんなで進める健康寿命日本一のまちづくり」を基本理念として、子どもや若者、高齢者までが、いつまでも健康に過ごせるまちづくりを推進しています。

計画の中身はこちら
(市ホームページ)



課題5 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進

《現状と課題》

近年、災害時における男女間のニーズの違いや、避難所での性別に起因する問題が顕在化しており、女性や子ども、高齢者、障がい者など、誰もが安全・安心に過ごせる避難所の環境整備が求められています。

このため本市では、令和7年3月に県の標準手引きを参考に、ジェンダー視点による避難所運営マニュアルを整備し、誰もが安全・安心に過ごせる避難所の運営に努めています。

今後は、地区災害対策本部への女性職員の1人以上の配置を継続するとともに、避難所班・医療班についても、女性職員を多く配置し、長期避難が必要な場合は、女性の視点を重視しながら、トイレ、更衣室、物干し場所など、ジェンダー視点に考慮した避難所レイアウトにするなど、実効性のある取組が求められます。

《具体的取組》

施策の方向性	主な取組内容	主な推進担当
①地区災害対策本部における男女共同参画の推進	地区災害対策本部においては、女性職員を1人以上配置し、各地区における防災訓練や意思決定の場に女性が積極的に関与できる体制を維持します。	防災危機管理課
②避難所班等への女性職員の配置拡大	避難所運営組織に女性職員を多く配置することにより、各地区における女性の視点を重視した避難所運営を図ります。また、防災訓練においても、女性の積極的な参加を促し、町内会と連携した防災訓練の充実・強化を図ります。	防災危機管理課

《指標》

	現状値	目標値
地区災害対策本部の女性職員の人数	令和6年度 各1人(5人中)	令和12年度 各1人以上
災害対策本部の避難所班及び医療班の女性職員の構成率	令和6年度 各50%以上 (13カ所)	令和12年度 各50%以上

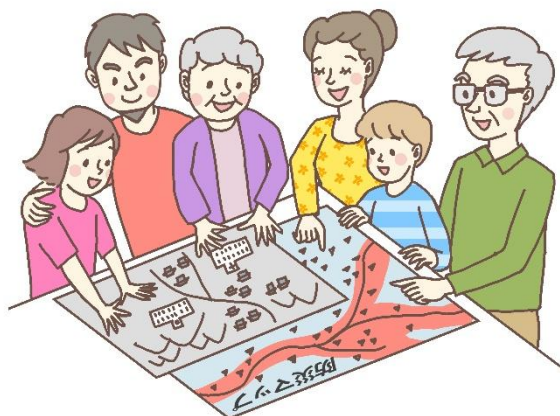
《関連データファイル》

防災・災害対策における男女共同参画

防災・災害対策で男女共同参画を推進するためには、「避難所の運営マニュアルに男女双方の視点を反映させる」が53.8%、「防災計画の策定の場に男女がともに参画する」が52.1%などとなっています。

(%、人)

問26 防災・災害対策への男女共同参画	1 すに防 る男 女計 画が と も 策 定 の 画 場	2 ダ防自 ー災治 を組会 増織や やすの 女地 性域 リ自 ー主	3 点ア避 をル難 反に所 映男の さ女運 せ双管 る方マ のニユ 視	4 るに避 男難 女所 が運 と も に 責 任 加 わ 者	5 提に男 供に女 をじの 行たニ う相ー 談ズ やの 情違 報い	6 援た男 を救女 行援の う医違 療いに や配 健康慮 支し	7 すD懸 るV念 へのさ 対のれ 策る を暴 強に 化加 や	8 その他	無 回 答	回 答 者 数
全体	52.1	19.1	53.8	33.7	47.9	47.2	24.8	1.3	4.0	303
性 別										
男性	57.3	25.8	50.0	33.1	47.6	46.0	21.0	0.8	4.8	124
女性	48.9	14.0	56.7	33.7	48.3	48.3	27.5	1.7	3.4	178
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0



基本目標Ⅲ あらゆる分野でだれもが活躍できるまち

男女がともに社会で活躍し、様々な意思決定の場において、多様な価値観が反映される社会の実現を目指し、市民の多様な働き方を支援します。特に、意思決定過程における女性の参画を促進します。

課題1 男女がともに働きやすい環境づくり

《現状と課題》

超高齢社会における社会の活力維持や、多様な価値観を尊重し自己実現を追求する観点から、男女がともに職場や地域社会で活躍することの重要性は、今後ますます高まります。

男女雇用機会均等法などの法整備が進められていますが、企業の経営者や管理職など、働く場における重要な意思決定層は依然として男性が中心となっている傾向が見られます。このため、性別にかかわらず誰もが能力を最大限に発揮できるよう、職場における男女の対等なパートナーシップを促進し、多様な人材が参画できる環境づくりが不可欠です。

また、女性活躍推進法に基づき、結婚や出産といったライフイベントにかかわらず、女性が個性と能力を十分に発揮し活躍できるよう、就業や起業に対する支援体制のさらなる強化が求められます。女性活躍推進のため、市全体の取組として一層推進する必要があります。

さらに、仕事と家庭を両立するワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に対する意識は、男女ともに高まっており、地域における子育てや介護に対する支援の充実が強く求められます。市役所におけるフレキシブルタイム制やテレワークの導入など、柔軟な働き方を進めており、これらを社会全体に波及させ、男性の育児休業取得促進や介護への家庭参画を一層推進していくことが重要です。

《具体的取組》

施策の方向性	主な取組内容	主な推進担当
①企業等における女性の活躍促進	企業の意思決定層への女性登用促進や、育児・介護と両立できる柔軟な働き方の普及が重要であり、企業支援や情報提供等による職場環境づくりを促進します。	人権推進室 産業観光課 共生社会推進課
②男女の均等な雇用機会の確保と就労環境の待遇改善への取組	継続就業支援や再就職・起業に対し、関係機関との連携による支援や情報提供を行い、キャリアアップや子育て支援につながる、性差による待遇格差のない多様な働き方を支援します。	産業観光課 人事課
③子育てや介護を支援する体制の充実	多様なニーズに応えることができる保育所の整備、放課後児童クラブの充実などの子育て支援や、介護サービス事業所と連携したサービスの充実を図ります。	保育課 生涯学習課 長寿応援課

《指標》

	現状値	目標値
職場の中で男女の地位が平等であると感じている人の割合（問 8-ウ）	令和 6 年度 34.0%	令和 12 年度 40.0%
「ワーク・ライフ・バランス」（仕事と生活の調和）について知っている人の割合（問 38） ※「言葉や内容、意味も知っている」と「聞いたことはある」の計	令和 6 年度 70.3%	令和 12 年度 80.0%

《関連データファイル》

職場では男女の地位は平等になっていると思うかどうか

令和 6 年度に実施した市民意識調査の結果では、職場で男女の地位が「平等になっている」と答えた人の割合は男性が多くなっています。全体では、「平等になっている」と「やや平等になっている」の合計が、34.0%となっています。

(%、人)

問8 ウ. 職場 の中では	1 平等 になっ ている	2 るや や平 等に なっ てい	3 ど ちら とも いえ ない	4 い る や 不 平 等 に な っ て	5 不 平 等 に な っ て い る	6 わ か ら な い	無 回 答	回 答 者 数
全体	12.5	21.5	19.1	18.2	10.6	9.6	8.6	303
性 別								
男性	12.9	29.0	16.9	15.3	5.6	10.5	9.7	124
女性	12.4	16.3	20.8	20.2	14.0	9.0	7.3	178
その他	-	-	-	-	-	-	-	0

課題2 政策・方針等の決定における女性の参画推進

《現状と課題》

男女共同参画をさらに推進するには、男性・女性双方があらゆる分野の政策・方針決定の場に参画することが不可欠です。

現在、市の審議会等では委員の男女構成に配慮しているものの、残念ながら女性委員は依然として男性委員よりも少ない状況です。多様な視点からの意見を市政に反映させ、より実効性の高い施策を推進するためには、女性委員の積極的な登用が喫緊の課題となっています。

市役所内においても、男女が共に政策・方針決定に参画し、多様な発想を取り入れた質の高い行政サービスを提供できるよう、女性職員のキャリア形成支援や管理職登用を促進する必要があります。

町内会やボランティア活動などの地域活動では、女性の参加率が高い一方で、会長や副会長といった重要な役職は男性が担うことが多い現状があります。地域活動の方針決定の場面においても、女性のリーダーシップを強化し、男女共同参画を推進することが求められます。

東日本大震災や熊本地震などの経験から、防災対策には避難所等における男女のニーズの違いを把握し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立が不可欠であることが明らかになりました。そのため、防災に関する政策方針決定の場や、実際の防災現場における女性の参画を一層推進し、災害に強いまちづくりを進めていくことが重要です。

《具体的取組》

施策の方向性	主な取組内容	主な推進担当
①審議会委員や市職員管理職等への女性の登用推進	意思決定過程への多様な視点反映のため、審議会委員や市職員の管理職への女性登用を一層推進します。研修を通じたキャリア支援や、柔軟な働き方の普及により、女性が能力を最大限に発揮できる環境を整備し、実効性ある政策立案と質の高い行政サービスを目指します。	人権推進室 人事課
②地域活動における女性参画の促進	町内会やNPO活動等の地域において、女性がより積極的に参画し、リーダーシップを発揮できるよう支援します。	防災危機管理課 市民活動推進課
③女性の人材発掘・育成・活躍の推進	女性が活躍できるよう、潜在的な能力を持つ人材の発掘と育成を強化します。研修機会の提供やキャリア支援を通じて育成を進め、その能力が活かされる環境づくりを進めます。	人権推進室 人事課

《指標》

	現状値	目標値
市役所における女性の役付職員(管理監督者)の割合	令和6年度 30.9%	令和12年度 35.0%
審議会等における女性委員の割合 ※審議会等における女性委員数÷審議会等における全委員数	令和6年度 29.0%	令和12年度 40.0%

《関連データファイル》

市役所における女性役付職員(管理監督者)の割合

本市の市役所における女性役付職員(管理監督者)の割合は、令和6年度には30.9%となっています。女性役付職員の割合をみると主査級以上は36.5%(69人)、管理監督者は30.9%(34人)となっており、女性の管理監督者の割合は低い状況になっています。

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
女性役付職員(管理監督者)の数	28人	28人	28人	27人	34人
女性役付職員(管理監督者)の割合	26.4%	25.9%	26.2%	25.2%	30.9%

市の施策に女性の意見や考え方が反映されていると思うかどうか

令和6年度に実施した市民意識調査の結果では、市の施策における女性の意見や考え方の反映について、「わからない」が53.5%で最も割合が高く、次いで「ある程度反映されている」が16.5%となっています。

(%、人)

問25 市の施策への女性の意見の反映	1 十分反映されている	2 ある程度反映されている	3 なあまり反映されている	4 いほとんど反映されている	5 どちらともいえない	6 わからない	無回答	回答者数
令和元年度調査	1.5	20.8	11.8	8.0	9.0	46.5	2.3	389
令和6年度調査	1.0	16.5	9.6	4.3	13.9	53.5	1.3	303
性別								
男性	1.6	23.4	13.7	2.4	8.1	49.2	1.6	124
女性	0.6	11.8	6.7	5.6	18.0	56.7	0.6	178
その他	-	-	-	-	-	-	-	0

基本目標Ⅳ 男女共同参画を連携して進めるまち

男女共同参画社会の実現に向けて、広範で多岐にわたる取組を市民・事業者等との連携・協働により推進します。併せて、全庁的に取組を推進するための体制と、計画に基づく施策の実施状況などの点検・評価と公表する仕組みを充実します。

課題1 市民・事業者等との連携

《現状と課題》

男女共同参画の推進は、誰もが能力を発揮できる社会の実現に不可欠です。近年、社会が大きく変化する中で、行政だけでなく、市民・事業者・NPOなど多様な主体との連携・協働がより一層重要になっています。

市民・事業者への積極的な情報提供と、アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）解消を含む意識啓発を通じて、多様な場面での男女共同参画の取組を推進しています。また、各主体が役割を明確にし、対話と協働を強化することで、実効性のある推進体制の構築に努めています。

計画の進行管理では、志木市男女共同参画審議会が施策を点検・評価・分析しますが、若年層や性的マイノリティなど多様な声を取り入れ、データに基づいた検証を行うことで、計画の実効性を高め、市民一人ひとりのウェルビーイング向上を目指す必要があります。

《具体的取組》

施策の方向性	主な取組内容	主な推進担当
①男女共同参画のための多様な活動の促進	情報提供や意識啓発を通じて、地域社会全体で多様な男女共同参画活動の促進を支援します。また、市民向け人権研修会を開催し、市民の人権意識向上を図ります。	人権推進室 生涯学習課
②計画推進に関する市民・事業者等との連携	公募市民、事業者などから構成される志木市男女共同参画審議会において、毎年計画の進捗状況の確認を行います。また、企業向け人権研修会を開催し、事業者の人権意識向上を図ります。	人権推進室

《指標》

	現状値	目標値
企業向け人権研修会への参加者数	令和6年度 16社40人	令和12年度 20社50人
市民向け人権研修会への参加者数	令和6年度 147人	令和12年度 160人

課題2 市の推進体制の充実

《現状と課題》

男女共同参画社会の実現には、計画の進捗を多角的に確認し、社会変化に対応した実効性のある施策推進が不可欠です。近年、無意識の偏見や多様な性のあり方への理解促進が課題となっています。

市では、これまで男女共同参画審議会等と連携し、計画進捗を年次報告書で公表してきました。今後は、各部署においてデータに基づいた客観的評価指標（KPI²⁵）を導入するなど、より戦略的な進行管理の取組が求められます。評価方法については、外部知見を取り入れ、妥当性と透明性を高めた方法の検討が必要です。

また、施策評価には市民の意識・行動の実態把握が重要であることから、定期的な市民意識調査を実施し、調査の結果を計画の進行管理に生かす必要があります。さらに、SNS や市ホームページなど、多様な情報発信にも努めることが大切です。

《具体的取組》

施策の方向性	主な取組内容	主な推進担当
①庁内の計画推進体制の充実	男女共同参画庁内推進会議との連携により、本計画に基づく施策の着実な推進を図るとともに、進捗状況を庁内で共有し、施策評価に反映します。また、職員向け人権研修会を開催し、職員の人権意識の向上を図ります。	人権推進室 人事課
②年次報告書の作成	志木市男女共同参画推進条例に基づき、本計画の進行管理を行うため、関係する事業の進捗状況調査などを行い、年次報告書を作成・公表します。	人権推進室
③男女共同参画に関する実態調査の実施	定期的に市民意識調査を実施し、計画の進行管理に活用します。	人権推進室

《指標》

	現状値	目標値
職員向け人権研修会での理解率（新人研修）	令和6年度 50.0%	令和12年度 70.0%

*25 KPI:客観的評価指標(Key Performance Indicator)のこと。計画の進捗をデータに基づき戦略的に管理するために、各部署での導入が求められている。

第5章 資料編

- 1 第7次志木市男女共同参画基本計画策定の経緯
- 2 志木市男女共同参画審議会委員名簿
- 3 男女共同参画に関する年表
- 4 関係法令等
 - (1)日本国憲法(抄)
 - (2)男女共同参画社会基本法
 - (3)埼玉県男女共同参画社会基本条例
 - (4)配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)
 - (5)女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)
 - (6)困難な問題を抱える女性への支援に関する法律
 - (7)志木市男女共同参画推進条例
 - (8)志木市男女共同参画基本計画策定委員会設置要綱
- 5 用語解説一覧

1 第7次志木市男女共同参画基本計画策定の経緯

	年月日	議題等
令和6年度	令和6年 8月21日	第1回志木市男女共同参画審議会 ・ 市民意識調査について
	9月24日～ 10月18日	志木市男女共同参画に関する市民意識調査の実施 ・ 調査対象：無作為に抽出した18歳以上の市民1,000人 （男女各500人） ・ 回収率：30.3%
	令和7年 2月13日	第1回志木市男女共同参画基本計画策定委員会 ・ 第7次志木市男女共同参画基本計画の策定方針について ・ 市民意識調査の結果について ・ 第7次志木市男女共同参画基本計画の方向性（案）について
	2月17日	第2回志木市男女共同参画審議会 ・ 令和6年度年次報告について ・ 市民意識調査の結果について ・ 男女計画の骨子（案）について
令和7年度	9月30日	第2回志木市男女共同参画基本計画策定委員会 ・ 第7次志木市男女共同参画基本計画の素案について
	10月20日	第1回志木市男女共同参画審議会 ・ 第7次志木市男女共同参画基本計画の策定について（諮問） ・ 第7次志木市男女共同参画基本計画素案について
	11月17日	第2回志木市男女共同参画審議会 ・ 第7次志木市男女共同参画基本計画素案について
	12月18日	第3回志木市男女共同参画審議会 ・ 第7次志木市男女共同参画基本計画素案について
	12月19日	第7次志木市男女共同参画基本計画の策定について（答申）
	12月24日	第3回志木市男女共同参画基本計画策定委員会 ・ 第7次志木市男女共同参画基本計画の素案について
	令和8年 1月13日	政策推進会議 ・ 第7次志木市男女共同参画基本計画の素案について
	2月3日	庁議 ・ （付議）意見公募手続きの実施について
	2月3日～ 3月4日	意見公募手続きの実施 ・ 意見提出者2人、意見数10件
	3月19日	庁議 ・ （報告）意見公募の結果について ・ （付議）第7次志木市男女共同参画基本計画の決定について

2 志木市男女共同参画審議会委員名簿

任期：令和7年2月1日～令和9年1月31日

令和7年10月20日現在

氏名	選出区分	所属
金沢 香織	公募市民（第1号）	—
野田 洋介	事業者等（第2号）	東京電力パワーグリッド株式会社
阿部 剛		志木市立志木中学校
塩沢 夕起子		NPO 法人志木子育てネットワーク ひろがる輪
高野 勉		東上ガス株式会社
大貫 結子	識見者等（第3号）	司法書士法人大貫事務所
内山 雅子		法政大学ハラスメント相談室
中西 喜代子		前人権擁護委員
長谷川 和博		朝霞公共職業安定所
福田 弘昌	関係行政機関（第4号）	朝霞保健所

3 男女共同参画に関する年表

年	世界の動き	国の動き	
昭和 20 年 (1945 年)	○「国連憲章」採択	○衆院法改正(成年女子に参政権)	
昭和 21 年 (1946 年)	○国連に「婦人の地位委員会」設置	○戦後初の総選挙で女性の選挙権が行使され女性国会議員 39 人誕生	
昭和 22 年 (1947 年)		○日本国憲法施行 ○民法改正・家制度廃止	
昭和 23 年 (1948 年)	○第 3 回国連総会で「世界人権宣言」採択		
昭和 42 年 (1967 年)	○第 22 回国連総会で「婦人に対する差別撤廃宣言」採択		
昭和 50 年 (1975 年)	○国際婦人年 ○国際婦人年世界会議(メキシコ・シティ)で「世界行動計画」を採択	○「婦人問題企画推進本部」発足 ○総理府婦人問題担当室設置	
昭和 51 年 (1976 年)	国連婦人の十年	○民法一部改正(離婚後の氏の選択自由に) ○第 1 回日本婦人問題会議(労働省)	
昭和 52 年 (1977 年)		○国内行動計画策定 ○国立婦人教育会館が嵐山町に開館	
昭和 53 年 (1978 年)			
昭和 54 年 (1979 年)		○第 34 回国連総会で「女子差別撤廃条約」採択	
昭和 55 年 (1980 年)		○「国連婦人の十年」中間年世界会議開催(コペンハーゲン) ○女子差別撤廃条約の署名式	○民法の一部改正(配偶者の法定相続分 1/3→1/2)
昭和 56 年 (1981 年)		○ILO 第 156 号条約の採択(ILO 総会)(男女労働者特に家庭的責任を有する労働者の機会均等及び均等待遇に関する条約)	
昭和 59 年 (1984 年)			○国籍法及び戸籍法一部改正(子の国籍:父系血統主義→父母両系主義)
昭和 60 年 (1985 年)		○「国連婦人の十年」最終年世界会議開催(ナイロビ)、「ナイロビ将来戦略」採択、NGO フォーラム開催	○「女子差別撤廃条約」批准 ○「男女雇用機会均等法」成立(施行は昭和 61 年) ○労働基準法一部改正(施行は昭和 61 年)
昭和 61 年 (1986 年)			

埼玉県の動き	志木市の動き
○生活福祉部婦人児童課に婦人問題担当副参事設置	
○企画財政部に婦人問題企画室長設置 ○婦人問題庁内連絡会議設置 ○埼玉婦人問題会議発足	
○第1回埼玉県婦人問題協議会	
○県民部に婦人問題企画室長設置	
○県民部婦人対策課設置 ○婦人関係行政推進会議設置 ○「婦人の地位向上に関する埼玉県計画」策定	
○「婦人の地位向上に関する埼玉県計画(修正版)」策定	
○「国連婦人の十年」最終年世界会議 NGO フォーラムに派遣団参加	
○「男女平等社会確立のための埼玉県計画」策定	○「第二次志木市総合振興計画」に初めて婦人問題対策を明記 ○福祉部社会課婦人児童係設置 ○「婦人問題庁内連絡会議」設置

年	世界の動き	国の動き
昭和 62 年 (1987 年)		○「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」策定
昭和 63 年 (1988 年)		
平成元年 (1989 年)		○法例一部改正(婚姻、親子関係等についての男性優先規定の改正等)
平成 2 年 (1990 年)	○「ナイロビ将来戦略に関する第 1 回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択(国連・経済社会理事会) ○ILO 第 171 号条約(夜業に関する)採択(ILO 総会)	
平成 3 年 (1991 年)		○「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画(第一次改定)」策定 ○育児休業法成立(施行は平成 4 年)
平成 4 年 (1992 年)		○初の婦人問題担当大臣設置
平成 5 年 (1993 年)	○世界人権会議(ウィーン) ○「女性に対する暴力撤廃宣言」採択(国連総会)	○パートタイム労働法成立
平成 6 年 (1994 年)	○ILO 第 175 号条約(パートタイム労働に関する)採択(ILO 総会) ○国際人口・開発会議開催(カイロ)	○総理府男女共同参画室発足 ○内閣総理大臣の諮問機関として男女共同参画審議会設置
平成 7 年 (1995 年)	○社会開発サミット開催(コペンハーゲン) ○第 4 回国連世界女性会議開催(北京) 「行動綱領」「北京宣言」の採択	○育児・介護休業法成立 ○ILO 第 156 号条約批准
平成 8 年 (1996 年)		○「男女共同参画 2000 年プラン」策定
平成 9 年 (1997 年)		○労働基準法一部改正(女子保護規定の廃止等：施行は平成 11 年) ○男女雇用機会均等法一部改正(セクハラについての事業主配慮義務を規定：一部を除き平成 11 年施行)
平成 10 年 (1998 年)		
平成 11 年 (1999 年)	○「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約選択議定書」採択	○男女共同参画社会基本法成立 ○児童買春・児童ポルノ禁止法成立
平成 12 年 (2000 年)	○女性 2000 年会議開催(ニューヨーク)「政治宣言」「成果文書」採択	○「男女共同参画基本計画」策定 ○ストーカー規制法成立
平成 13 年 (2001 年)		○内閣府に男女共同参画局設置 ○男女共同参画会議設置 ○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」成立
平成 14 年 (2002 年)		
平成 15 年 (2003 年)		○「次世代育成支援対策推進法」成立

埼玉県の動き	志木市の動き
○婦人対策課を婦人行政課に名称変更	○「志木市婦人問題行動計画」策定
	○女性情報紙「志木の女性」創刊
○「男女平等社会確立のための埼玉県計画(修正版)」策定	
○婦人行政課を女性政策課に名称変更 ○婦人関係行政推進会議を女性関係推進会議に名称変更	○「志木市女性行政推進会議」設置 ○福祉部女性児童課設置
○「埼玉女性の歩み」発行	○「志木市女性会議」発足
○「1994 彩の国の女性」発行	○女性問題に関する市民意識調査実施 ○女性情報紙「志木の女性」を「See Saw」に改称
○「2001 彩の国男女共同参画プログラム」策定	
○「世界女性みらい会議」開催	○「しき・女と男のハーモニープラン」(第2次行動計画)策定
○女性センター(仮称)基本構想策定 ○女性関係行政推進会議を男女共同参画推進会議に改組	○市民総務部自治文化課女性文化係設置
○女性センター(仮称)基本計画策定	
○女性問題協議会：男女共同参画推進条例(仮称)答申	
○男女共同参画推進条例施行 ○「彩の国国際フォーラム 2000」開催、苦情処理機関の設置、訴訟支援の実施	○保育スタッフ制度創設 ○「See Saw」のサブタイトルを女性情報紙から男女共同参画情報紙に改称
○女性政策課を男女共同参画課に名称変更	○女性議会開催 ○女性相談事業開始 ○「志木市職員のセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する要綱」施行
○埼玉県男女共同参画推進センター(With You さいたま)開設 ○「埼玉県男女共同参画推進プラン 2010」策定	○「志木市男女共同参画推進条例」施行 ○まちづくり・環境推進部市民活動支援課男女共同参画文化施設等連絡調整グループ設置
	○男女共同参画市民意識調査実施 ○「第3次志木市男女共同参画基本計画」策定 ○「志木市男女共同参画審議会」「志木市男女共同参画庁内推進会議」設置

年	世界の動き	国の動き
平成 16 年 (2004 年)		○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」一部改正
平成 17 年 (2005 年)	○第 49 回国連婦人の地位委員会(北京+10)開催	○「男女共同参画基本計画(第 2 次)」策定
平成 18 年 (2006 年)		○「男女雇用機会均等法」一部改正(男性に対する差別の禁止、間接差別の禁止等：施行は平成 19 年)
平成 19 年 (2007 年)		○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」一部改正
平成 20 年 (2008 年)		
平成 21 年 (2009 年)		○女子差別撤廃委員会の総括所見公表
平成 22 年 (2010 年)	○第 54 回国連婦人の地位委員会(北京+15)開催	○「男女共同参画基本計画(第 3 次)」策定
平成 23 年 (2011 年)	○UN Women 正式発足	
平成 24 年 (2012 年)	○第 56 回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	○『『女性の活躍促進による経済活性化』行動計画』策定
平成 25 年 (2013 年)		○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正(施行は平成 26 年) ○「日本再興戦略」(6 月 14 日閣議決定)の中核に「女性の活躍推進」が位置づけられる ○男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針作成
平成 26 年 (2014 年)	○第 58 回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	○「日本再興戦略」改訂 2014 に『『女性が輝く社会』の実現』が掲げられる ○女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム(WAW ! Tokyo2014)開催 ○「輝く女性応援会議」を開催
平成 27 年 (2015 年)	○第 59 回国連婦人の地位委員会「北京+20」記念会合 ○UN Women 日本事務局開設 ○「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」(SDGs)採択	○「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」成立、施行(完全施行は平成 28 年) ○「男女共同参画基本計画(第 4 次)」策定

埼玉県の動き	志木市の動き
○女性チャレンジ支援事業開始	
○「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」策定	○男女共同参画市民意識調査実施 ○「第3次志木市男女共同参画基本計画」一部見直し
○「埼玉県男女共同参画推進プラン2010」中間見直し、「埼玉県男女共同参画推進プラン」とする	○「女性相談」啓発カードを公共施設女子トイレ等に設置 ○「See Saw」を広報しきに定期掲載
○女性キャリアセンター開設	○企画部政策推進課人権推進室（男女共同参画担当）設置
○「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第2次）」策定	○「志木市DV対策ネットワーク」及び「志木市DV対策庁内連携会議」設置 ○男女共同参画市民意識調査実施
○女性キャリアセンターを男女共同参画推進センターに組織統合	
	○第4次志木市男女共同参画基本計画「しき男女共同参画ハーモニープラン」策定
○「埼玉県男女共同参画基本計画」策定 ○「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第3次）」策定 ○男女共同参画推進センター（With You さいたま）に配偶者暴力相談支援センターの機能を付加 ○産業労働部ウーマノミクス課設置、女性キャリアセンターをウーマノミクス課に組織変更	
	○「志木市配偶者暴力相談支援センター」設置
	○男女共同参画市民意識調査実施

年	世界の動き	国の動き
平成 28 年 (2016 年)		<ul style="list-style-type: none"> ○男女雇用機会均等法改正 ○育児・介護休業法改正 ○「第 60 回国連婦人の地位委員会」開催（ニューヨーク） ○「事業主が職場における妊娠、出産等に関する言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針」策定
平成 29 年 (2017 年)		
平成 30 年 (2018 年)		<ul style="list-style-type: none"> ○「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布・施行
令和元年 (2019 年)	<ul style="list-style-type: none"> ○国連アジア太平洋経済社会委員会 (ESCAP) の、「北京+25 に関するアジア太平洋閣僚会合」が開催 	<ul style="list-style-type: none"> ○「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」改正 ○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」一部改正 ○「労働施策総合推進法」改正
令和 2 年 (2020 年)	<ul style="list-style-type: none"> ○第 64 回国連女性の地位委員会 (CSW)「北京+25」会議 	<ul style="list-style-type: none"> ○育児・介護休業法改正 ○「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」作成 ○「男女共同参画基本計画（第 5 次）」策定
令和 3 年 (2021 年)	<ul style="list-style-type: none"> ○第 65 回国連婦人の地位委員会開催 	<ul style="list-style-type: none"> ○「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」改正
令和 4 年 (2022 年)		<ul style="list-style-type: none"> ○「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」成立（一部を除き令和 6 年施行） ○民法一部改正（女性の再婚禁止期間の廃止等：施行は令和 6 年） ○「女性デジタル人材育成プラン」決定
令和 5 年 (2023 年)		<ul style="list-style-type: none"> ○「こども基本法」施行 ○「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解増進に関する法律」施行
令和 6 年 (2024 年)		<ul style="list-style-type: none"> ○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（配偶者暴力防止法）」改正 ○「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（困難女性支援法）」施行
令和 7 年 (2025 年)		
令和 8 年 (2026 年)		<ul style="list-style-type: none"> ○「男女共同参画基本計画（第 6 次）」策定

埼玉県の動き	志木市の動き
	○第5次志木市男女共同参画基本計画「しき男女共同参画ハーモニープラン」策定
○「埼玉県男女共同参画基本計画」策定 ○「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第4次）」策定	○男性相談事業開始
	○男女共同参画市民意識調査実施
	○市長公室政策推進課人権推進室設置
○産業労働部ウーマノミクス課を廃止し、人材活躍支援課、多様な働き方推進課に再編 ○女性キャリアセンターを人材活躍支援課に組織変更	○「第6次志木市男女共同参画基本計画」策定
○人権推進課及び男女共同参画課を統合し、人権・男女共同参画課を新設 ○「埼玉県男女共同参画基本計画（令和4年度～令和8年度）」策定 ○「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第5次）」策定	
○ジェンダー主流化試行点検の実施	
○婦人相談センターを男女共同参画推進センターに組織統合 ○「埼玉県困難な問題を抱える女性支援基本計画（令和6年度～令和8年度）」策定 ○ジェンダー主流化事業点検の実施	○男女共同参画市民意識調査実施
	○「第7次志木市男女共同参画基本計画」策定

4 関係法令等

(1) 日本国憲法(抄)

公布：昭和 21 年 11 月 3 日

施行：昭和 22 年 5 月 3 日

(国民の基本的人権の永久不可侵性)

第 11 条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

(個人の尊重)

第 13 条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

(法の下での平等、貴族制度の否認、栄典の授与)

第 14 条 すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

華族その他の貴族の制度は、これを認めない。荣誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

2、3 省略

(家族生活における個人の尊厳と両性の平等)

第 24 条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

(2) 男女共同参画社会基本法

平成11年法律第78号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼす

ことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(独立行政法人男女共同参画機構の役割)

第10条の2 独立行政法人男女共同参画機構は、国、地方公共団体、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を行う民間の団体その他の関係者と連携し、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進のための中核的な機関として積極的な役割を果たすものとする。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出

しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害さ

れた場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(連携及び協働の促進)

第18条 国及び地方公共団体は、国、地方公共団体、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を行う民間の団体その他の関係者が相互に連携と協働を図ることにより男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の効果的な推進を図られることに鑑み、これらの者間における協議の促進その他の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、前項の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を推進するための拠点(次項において「男女共同参画センター」という。)としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するよう努めるものとする。

3 男女共同参画センターとしての機能を担う者は、その業務を行うに当たっては、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の効果的な推進を図るため、独立行政法人男女共同参画機構と密接に連携するよう努めるものとする。

(人材の確保等)

第18条の2 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に関する業務並びに民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動に従事する人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(調査研究)

第18条の3 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の国及び地方公共団体の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に資する調査研究を推進するよう努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第19条 国は、前三条に定めるもののほか、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を支援するため、助言、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第20条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

(3) 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(4) 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

(2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

(経過措置)

第3条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」とい

う。) 第1条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第21条第1項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第4条第1項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第23条第1項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第4条第2項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第3項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第24条第1項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第3項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

(3) 埼玉県男女共同参画社会基本条例

平成12年3月24日

埼玉県条例第12号

個人の尊重と法の下での平等は日本国憲法にうたわれており、男女平等の実現については、国際婦人年以來、国際連合が「平等・開発・平和」の目標を掲げ、各国が連帯して取り組んでいる。

また、あらゆる分野における女性に対する差別の解消を目指して、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約を軸に男女平等のための取組が積極的に展開され、国内及び県内においても進められてきた。

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行は依然として根強く、真の男女平等の達成には多くの課題が残されている。

一方、現在の経済・社会環境は、急激な少子・高齢化の進展をはじめ、情報化、国際化など多様な変化が生じている。

特に、埼玉県においては、核家族世帯率が高く、女性の労働力率が出産・子育て期に大きく低下する傾向があり、また、男性は通勤時間が長く、家事・育児・介護等の家庭生活における参画が必ずしも十分ではない。

こうした現状を踏まえ、豊かで安心できる社会を築いていくためには、男女が、社会的文化的に形成された性別の概念にとらわれず、その個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野に対等に参画できる男女共同参画社会の実現が重要である。

ここに、私たちは、男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、男女共同参画の推進についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することにより、豊かで活力ある21世紀の埼玉を築くため、この条例を制定する。

目的

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、県、事業者及び県民の責務を明らかにし、並びに男女共同参画の推進に関する施策について必要な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって豊かで活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

定義

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的格差是正措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を是正するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動に対する相手方の対応によって不利益を与え、又は性的な言動により相手方の生活環境を害することをいう。

基本理念

第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的で

あるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、女性に対する暴力が根絶されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

- 2 男女共同参画の推進に当たっては、性別による固定的な役割分担等に基づく社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されなければならない。
- 3 男女共同参画の推進は、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に、男女が共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。
- 4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動及び社会生活における活動に対等に参画することができるようにすることを旨として、行われなければならない。
- 5 男女共同参画の推進は、生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されることを旨として、行われなければならない。
- 6 男女共同参画の推進に向けた取組が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画の推進は、国際的な協力の下に行われなければならない。

県の責務

第4条 県は、男女共同参画の推進を主要な政策として位置付け、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的格差是正措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施するものとする。

- 2 県は、男女共同参画の推進に当たり、市町村、事業者及び県民と連携して取り組むものとする。
- 3 県は、第一項に規定する施策を総合的に企画し、調整し、及び推進するために必要な体制を整備するとともに、財政上の措置等を講ずるように努めるものとする。

事業者の責務

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、男女が共同して参画することができる体制の整備に積極的に取り組むとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めなければならない。

県民の責務

第6条 県民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野に、自ら積極的に参画するとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めなければならない。

性別による権利侵害の禁止

第7条 何人も、家庭、職場、学校、地域社会等において、女性に対する暴力を行ってはならない。

- 2 何人も、家庭、職場、学校、地域社会等において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

公衆に表示する情報に関する留意

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及び女性に対する暴力等を助長し、及び連想させる表現並びに過度の性的な表現を行わないように努めなければ

ならない。

県の施策等

第9条 県は、本県の特性を踏まえ、男女共同参画を推進するため、次に掲げる施策等を行うものとする。

- (1) 男女が共に家庭生活及び職業生活を両立することができるように、その支援を行うように努めること。
- (2) 広報活動等の充実により、男女共同参画に関する事業者及び県民の理解を深めるとともに、学校教育をはじめとするあらゆる分野の教育において、男女共同参画を促進するための措置を講ずるように努めること。
- (3) あらゆる分野における活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合、事業者及び県民と協力し、積極的格差是正措置が講ぜられるように努めること。
- (4) 審議会等における委員を委嘱し、又は任命する場合にあっては、積極的格差是正措置を講ずることにより、できる限り男女の均衡を図ること。
- (5) 女性に対する暴力及びセクシュアル・ハラスメントの防止に努め、並びにこれらの被害を受けた者に対し、必要に応じた支援を行うように努めること。
- (6) 男女共同参画の取組を普及させるため、当該取組を積極的に行っている事業者の表彰等を行うこと。
- (7) 民間の団体が行う男女共同参画の推進に関する活動に資するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずること。
- (8) 男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な事項及び男女共同参画の推進を阻害する問題についての調査研究を行うこと。

埼玉県男女共同参画審議会

第10条 埼玉県男女共同参画審議会（第12条第3項において「審議会」という。）は、男女共同参画の推進に資するために、次に掲げる事務を行う。

- (1) 知事の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議すること。
- (2) 男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、必要に応じ、調査し、及び知事に意見を述べること。

総合的な拠点施設の設置

第11条 県は、男女共同参画社会の実現に向けた施策を実施し、並びに県民及び市町村による男女共同参画の取組を支援するための総合的な拠点施設を設置するものとする。

基本計画の策定

第12条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- (3) 知事は、基本計画を策定するに当たっては、県民の意見を聴くとともに、審議会に諮問し

なければならない。

(4) 知事は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(5) 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

苦情の処理

第13条 知事は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情又は男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された場合の事案について、県内に住所を有する者又は在勤若しくは在学する者（次項において「県民等」という。）からの申出を適切かつ迅速に処理するための機関を設置するものとする。

2 県民等は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について苦情がある場合、又は男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権を侵害された場合には、前項の機関に申し出ることができる。

3 第1項の機関は、前項の規定に基づき苦情がある旨の申出があった場合において、必要に応じて、前項の施策を行う機関に対し、説明を求め、その保有する関係書類その他の記録を閲覧し、又はその写しの提出を求め、必要があると認めるときは、当該機関に是正その他の措置をとるように勧告等を行うものとする。

4 第1項の機関は、第2項の規定に基づき人権を侵害された旨の申出があった場合において、必要に応じて、関係者に対し、その協力を得た上で資料の提出及び説明を求め、必要があると認めるときは、当該関係者に助言、是正の要望等を行うものとする。

年次報告

第14条 知事は、毎年、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、及び公表するものとする。

委任

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第13条の規定は、同年10月1日から施行する。

(4)配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)

平成13年法律第31号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとしている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第1章 総則

(定義)

第1条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第28条の2において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第2条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の保護（被害者の自立を支援することを含む。以下同じ。）を図る責務を有する。

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第2条の2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第5項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第1項及び第3項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第1項の都道府県基本計画及び同条第3項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

(1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

(2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

(3) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な国、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

(4) 前3号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第2条の3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

(2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

(3) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な当該都道府県、関係地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

(4) 前3号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第2章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する女性相談支援センターその他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

(2) 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

- (3) 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - (4) 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - (5) 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - (6) 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第3号の一時保護は、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
 - 5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
 - 6 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（女性相談支援員による相談等）

第4条 女性相談支援員は、被害者の相談に応じ、必要な援助を行うことができる。

（女性自立支援施設における保護）

第5条 都道府県は、女性自立支援施設において被害者の保護を行うことができる。

（協議会）

第5条の2 都道府県は、単独で又は共同して、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、関係機関、関係団体、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関連する職務に従事する者その他の関係者（第五項において「関係機関等」という。）により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織するよう努めなければならない。

2 市町村は、単独で又は共同して、協議会を組織することができる。

3 協議会は、被害者に関する情報その他被害者の保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、被害者に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。

4 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

5 協議会は、第3項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

（秘密保持義務）

第5条の3 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第5条の4 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第3章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第6条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治40年法律第45号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和29年法律第162号)、警察官職務執行法(昭和23年法律第136号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第8条の2 警視總監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第8条の3 社会福祉法(昭和26年法律第45号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和25年法律第144号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第4章 保護命令

(接近禁止命令等)

第10条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知してする脅迫（以下この章において「身体に対する暴力等」という。）を受けた者に限る。以下この条並びに第12条第1項第3号及び第4号において同じ。）が、配偶者（配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条及び第12条第1項第2号から第4号までにおいて同じ。）からの更なる身体に対する暴力等により、その生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して一年間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

2 前項の場合において、同項の規定による命令（以下「接近禁止命令」という。）を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、被害者に対して次に掲げる行為をしてはならないことを命ずるものとする。

- (1) 面会を要求すること。
- (2) その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- (3) 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- (4) 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、文書を送付し、通信文その他の情報（電気通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第1号に規定する電気通信をいう。以下この号及び第6項第1号において同じ。）の送信元、送信先、通信日時その他の電気通信を行うために必要な情報を含む。以下この条において「通信文等」という。）をファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等を行うこと。
- (5) 緊急やむを得ない場合を除き、午後10時から午前6時までの間に、電話をかけ、通信文等をファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールの送信等を行うこと。
- (6) 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- (7) その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

- (8) その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。）に係る記録媒体その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- (9) その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置（当該装置の位置に係る位置情報（地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）第2条第1項第1号に規定する位置情報をいう。以下この号において同じ。）を記録し、又は送信する機能を有する装置で政令で定めるものをいう。以下この号及び次号において同じ。）（同号に規定する行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。）により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を政令で定める方法により取得すること。
- (10) その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置を取り付けること、位置情報記録・送信装置を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為をすること。
- 3 第1項の場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第12条第1項第3号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと及び当該子に対して前項第2号から第10号までに掲げる行為（同項第5号に掲げる行為にあつては、電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することに限る。）をしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が15歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第1項の場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第1項第4号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。
- 6 第2項第4号及び第5号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為（電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することを除く。）をいう。
- (1) 電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成14年法律第26号）第2条第1号に規定する電子メールをいう。）その他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信の送信を行うこと。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、内閣府令で定めるものを用いて通信文等の送信を行うこと。
- （退去等命令）

第10条の2 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この条及び第18条第1項において同じ。）が、配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、第12条第2項第2号及び第18条第1項において同じ。）から更に身体に対する暴力を受けることにより、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して二月間（被害者及び当該配偶者が生活の本拠として使用する建物又は区分建物（不動産登記法（平成16年法律第123号）第2条第22号に規定する区分建物をいう。）の所有者又は賃借人が被害者のみである場合において、被害者の申立てがあったときは、六月間）、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、申立ての時に被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

（管轄裁判所）

第11条 接近禁止命令及び前条の規定による命令（以下「退去等命令」という。）の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 接近禁止命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- (1) 申立人の住所又は居所の所在地
- (2) 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力等が行われた地

3 退去等命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- (1) 申立人の住所又は居所の所在地
- (2) 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地（接近禁止命令等の申立て等）

第12条 接近禁止命令及び第10条第2項から第4項までの規定による命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行なければならない。

- (1) 配偶者からの身体に対する暴力等を受けた状況（当該身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けたときにあつては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けた状況を含む。）
 - (2) 前号に掲げるもののほか、配偶者からの更なる身体に対する暴力等により、生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時にける事情
 - (3) 第十条第三項の規定による命令（以下この号並びに第十七条第三項及び第四項において「三項命令」という。）の申立てをする場合にあつては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該三項命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時にける事情
 - (4) 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあつては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時にける事情
 - (5) 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 退去等命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。
- (1) 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況（当該身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けたときにあつては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況を含む。）
 - (2) 前号に掲げるもののほか、配偶者から更に身体に対する暴力を受けることにより、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時にける事情
 - (3) 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前二号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 3 前二項の書面（以下「申立書」という。）に第1項第5号イからニまで又は前項第3号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、第1項第1号から第4号まで又は前項第1号及び第2号に掲げる事項についての申立人の供述を記載し、又は記録した書面又は

電磁的記録で公証人法（明治41年法律第53号）第53条第1項又は第59条第3項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第13条 裁判所は、接近禁止命令、第10条第2項から第4項までの規定による命令及び退去等命令（以下「保護命令」という。）の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第14条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第12条第1項第5号イからニまで又は同条第2項第3号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し、又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（期日の呼出し）

第14条の2 保護命令に関する手続における期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によってする。

2 呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない者に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができない。ただし、その者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。

（公示送達の方法）

第14条の3 保護命令に関する手続における公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

（電子情報処理組織による申立て等）

第14条の4 保護命令に関する手続における申立てその他の申述（以下この条において「申立て等」という。）のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第4項において同じ。）をもってするものとされているものであって、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの（当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。）については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。）と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を用いてすることができる。

- 2 前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもってするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもってされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。
- 3 第1項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。
- 4 第1項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等（署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。）をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。
- 5 第1項の規定によりされた申立て等が第3項に規定するファイルに記録されたときは、第1項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。
- 6 第1項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもってするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

（保護命令の申立てについての決定等）

第15条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第12条第1項第5号イからニまで又は同条第2項第3号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが2以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第16条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

- 4 前項の規定により接近禁止命令の効力の停止を命ずる場合において、第10条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止を命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が接近禁止命令を取り消す場合において、第10条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第4項の規定による通知がされている保護命令について、第3項若しくは第4項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第3項の規定は、第3項及び第4項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第17条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。接近禁止命令又は第10条第2項から第4項までの規定による命令にあっては接近禁止命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日以後において、退去等命令にあっては当該退去等命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した日以後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第6項の規定は、接近禁止命令を発した裁判所が前項の規定により当該接近禁止命令を取り消す場合について準用する。
- 3 三項命令を受けた者は、接近禁止命令が効力を生じた日から起算して六月を経過した日又は当該三項命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日のいずれか遅い日以後において、当該三項命令を発した裁判所に対し、第10条第3項に規定する要件を欠くに至ったことを理由として、当該三項命令の取消しの申立てをすることができる。
- 4 裁判所は、前項の取消しの裁判をするときは、当該取消しに係る三項命令の申立てをした者の意見を聴かななければならない。
- 5 第3項の取消しの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
- 6 第3項の取消しの裁判は、確定しなければその効力を生じない。
- 7 第15条第3項及び前条第7項の規定は、第1項から第3項までの場合について準用する。

(退去等命令の再度の申立て)

第18条 退去等命令が発せられた後に当該発せられた退去等命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする退去等命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の期間までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の退去等命令を再度発する必要があると認めべき事情があるときに限り、退去等命令を発するものとする。ただし、当該退去等命令を発す

ることにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該退去等命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第12条の規定の適用については、同条第2項各号列記以外の部分中「事項」とあるのは「事項及び第18条第1項本文の事情」と、同項第3号中「事項に」とあるのは「事項及び第18条第1項本文の事情に」と、同条第3項中「事項に」とあるのは「事項並びに第18条第1項本文の事情に」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第19条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

第20条 削除

(民事訴訟法の準用)

第21条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第1編から第4編までの規定（同法第71条第2項、第91条の2、第92条第9項及び第10項、第92条の2第2項、第94条、第100条第2項、第1編第5章第4節第3款、第111条、第1編第7章、第133条の2第5項及び第6項、第133条の3第2項、第151条第3項、第160条第2項、第185条第3項、第205条第2項、第215条第2項、第227条第2項並びに第232条の2の規定を除く。）を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

表略

(最高裁判所規則)

第22条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第23条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第24条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第25条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第26条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

第27条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- (1) 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う女性相談支援センターの運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
- (2) 第三条第三項第三号の規定に基づき女性相談支援センターが行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- (3) 第四条の規定に基づき都道府県が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用
- (4) 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市町村は、第四条の規定に基づき市町村が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第28条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第1号及び第2号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- (1) 都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第3号及び第4号に掲げるもの
- (2) 市町村が前条第2項の規定により支弁した費用

第5章の2 補則

(この法律の準用)

第28条の2 第2条及び第1章の2から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定(同条を除く。)中「配偶者からの暴力」とあるのは、「特定関係者からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条	配偶者	第28条の2に規定する関係にある相手（以下「特定関係者」という。）
	、被害者	、被害者（特定関係者からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第6条第1項	配偶者又は配偶者であった者	特定関係者又は特定関係者であった者
第10条第1項から第4項まで、第10条の2、第11条第2項第2号及び第3項第2号、第12条第1項第1号から第4号まで並びに第2項第1号及び第2号並びに第18条第1項	配偶者	特定関係者
第10条第1項、第10条の2並びに第12条第1項第1号及び第2項第1号	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第28条の2に規定する関係を解消した場合

第6章 罰則

第29条 保護命令（前条において読み替えて準用する第10条第1項から第4項まで及び第10条の2の規定によるものを含む。第31条において同じ。）に違反した者は、2年以下の拘禁刑又は二百万円以下の罰金に処する。

第30条 第3条第5項又は第5条の3の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第31条 第12条第1項若しくは第2項（第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第28条の2において読み替えて準用する第12条第1項若しくは第2項（第28条の2において準用する第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第2章、第6条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第7条、第9条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第27条及び第28条の規定は、平成14年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 平成14年3月31日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第12条第1項第4号並びに第14条第2項及び第3項の規定の適用

については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第3条 この法律の規定については、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

(5) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)

平成 27 年法律第 64 号

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第2条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮し、併せて、女性の健康上の特性に留意して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第3条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第5条第1項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第4条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関

する施策に協力しなければならない。

第2章 基本方針等

(基本方針)

第5条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- (2) 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- (3) 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ 職場において行われる就業環境を害する言動に起因する問題の解決を促進するために必要な措置に関する事項
 - ニ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第6条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第3章 事業主行動計画等

第1節 事業主行動計画策定指針

第7条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となる

べきものを定めるものとする。

- (1) 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - (3) その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第2節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

第8条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 計画期間
 - (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - (3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行

動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第9条 厚生労働大臣は、前条第1項又は第7項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第10条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第14条第1項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第11条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の認定を取り消すことができる。

- (1) 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- (2) この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- (3) 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第12条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第13条の2に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第29条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第13条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第8条第1項及び第7項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第14条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第10条第2項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第15条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第1

2条の認定を取り消すことができる。

- (1) 第11条の規定により第9条の認定を取り消すとき。
- (2) 第12条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- (3) 第13条第2項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- (4) 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- (5) 不正の手段により第12条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第16条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和22年法律第141号）第36条第1項及び第3項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第1項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第37条第2項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第5条の3第1項及び第4項、第5条の4第1項及び第2項、第5条の5、第39条、第41条第2項、第42条、第48条の3第1項、第48条の4、第50条第1項及び第2項並びに第51条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第40条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第50条第3項及び第4項の規定はこの項において準用する同条第2項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第37条第2項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第16条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第41条第2項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第36条第2項及び第42条の2の規定の適用については、同法第36条第2項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第42条の2中「第39条に規定する募集受託

者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第16条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第2項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第17条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第18条 国は、第8条第1項若しくは第7項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第19条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 計画期間

(2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

(3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画

に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第20条 第8条第1項に規定する一般事業主（常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

(1) その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

(2) その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第8条第1項に規定する一般事業主（前項に規定する一般事業主を除く。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。

3 第8条第7項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第21条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

(1) その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

(2) その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第22条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第23条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第24条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第25条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第26条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第27条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第22条第1項の規定により国が講ずる措置及び同条第2項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第22条第3項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- (1) 一般事業主の団体又はその連合団体
- (2) 学識経験者
- (3) その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第28条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第29条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第5章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第30条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第8条第1項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第31条 厚生労働大臣は、第20条第1項若しくは第2項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第8条第1項に規定する一般事業主又は第20条第3項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第8条第7項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第32条 第8条、第9条、第11条、第12条、第15条、第16条、第30条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第33条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第6章 罰則

第34条 第16条第5項において準用する職業安定法第41条第2項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第35条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

- (1) 第22条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者
- (2) 第28条の規定に違反して秘密を漏らした者

第36条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

- (1) 第16条第4項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- (2) 第16条第5項において準用する職業安定法第37条第2項の規定による指示に従わなかった者
- (3) 第16条第5項において準用する職業安定法第39条又は第40条の規定に違反した者

第37条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- (1) 第10条第2項(第14条第2項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者
- (2) 第16条第5項において準用する職業安定法第50条第1項の規定による報告をせず、又

は虚偽の報告をした者

(3) 第16条第5項において準用する職業安定法第50条第2項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

(4) 第16条第5項において準用する職業安定法第51条第1項の規定に違反して秘密を漏らした者

第38条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第34条、第36条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第39条 第30条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第3章（第7条を除く。）、第5章（第28条を除く。）及び第6章（第30条を除く。）の規定並びに附則第5条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

(この法律の失効)

第2条 この法律は、令和18年3月31日限り、その効力を失う。

2 第22条第3項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第4項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第28条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第3条 前条第2項から第4項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第4条 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(6) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

令和4年法律第52号

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）をいう。

(基本理念)

第3条 困難な問題を抱える女性への支援のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。
- (2) 困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。
- (3) 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。

(国及び地方公共団体の責務)

第4条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務を有する。

(関連施策の活用)

第5条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、必要に応じて福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用が図られるよう努めなければならない。

(緊密な連携)

第6条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、関係地方公共団体相互間の緊密な連携が図られるとともに、この法律に基づく支援を行う機関と福祉事務所（社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する福祉に関する事務所をいう。）、児童相談所、児童福祉施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設をいう。）、保健所、医療機関、職業紹介機関（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第13

2号)第2条に規定する職業紹介機関をいう。)、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター(総合法律支援法(平成16年法律第74号)第13条に規定する日本司法支援センターをいう。)、配偶者暴力相談支援センター(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第3条第1項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。)その他の関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮しなければならない。

第2章 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第7条 厚生労働大臣は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第3項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- (1) 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項
- (2) 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項
- (3) その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第8条 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針
- (2) 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施内容に関する事項
- (3) その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 厚生労働大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第3章 女性相談支援センターによる支援等

(女性相談支援センター)

第9条 都道府県は、女性相談支援センターを設置しなければならない。

2 地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都

市」という。)は、女性相談支援センターを設置することができる。

3 女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性への支援に関し、主として次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 困難な問題を抱える女性に関する各般の問題について、困難な問題を抱える女性の立場に立って相談に応ずること又は第十一条第一項に規定する女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

(2) 困難な問題を抱える女性（困難な問題を抱える女性とその家族を同伴する場合にあっては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。次号から第五号まで及び第十二条第一項において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

(3) 困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。

(4) 困難な問題を抱える女性が自立して生活することを促進するため、就労の支援、住宅の確保、援護、児童の保育等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

(5) 困難な問題を抱える女性が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、その支援の対象となる者の抱えている問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、その者の意向を踏まえながら、最適な支援を行うものとする。

5 女性相談支援センターに、所長その他所要の職員を置く。

6 女性相談支援センターには、第3項第2号の一時保護を行う施設を設けなければならない。

7 第3項第2号の一時保護は、緊急に保護することが必要と認められる場合その他厚生労働省令で定める場合に、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

8 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

9 第3項第2号の一時保護に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習に関する支援が行われるものとする。

10 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

11 前各項に定めるもののほか、女性相談支援センターに関し必要な事項は、政令で定める。
(女性相談支援センターの所長による報告等)

第10条 女性相談支援センターの所長は、困難な問題を抱える女性であって配偶者のないもの又はこれに準ずる事情にあるもの及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法第6条の3第18項に規定する妊産婦等生活援助事業の実施又は同法第23条第2項に規定する母子保護の実施が適当であると認めるときは、これらの者を当該妊産婦等生活援助事業の実施又は当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知しなければならない。

(女性相談支援員)

第11条 都道府県（女性相談支援センターを設置する指定都市を含む。第20条第1項（第4

号から第6号までを除く。)並びに第22条第1項及び第2項第1号において同じ。)は、困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事する職員(以下「女性相談支援員」という。)を置くものとする。

- 2 市町村(女性相談支援センターを設置する指定都市を除く。第20条第2項及び第22条第2項第2号において同じ。)は、女性相談支援員を置くよう努めるものとする。
- 3 女性相談支援員の任用に当たっては、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮しなければならない。

(女性自立支援施設)

第12条 都道府県は、困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと(以下「自立支援」という。)を目的とする施設(以下「女性自立支援施設」という。)を設置することができる。

- 2 都道府県は、女性自立支援施設における自立支援を、その対象となる者の意向を踏まえながら、自ら行い、又は市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行うことができる。
- 3 女性自立支援施設における自立支援に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習及び生活に関する支援が行われるものとする。

(民間の団体との協働による支援)

第13条 都道府県は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行その他の厚生労働省令で定める方法により、その発見、相談その他の支援に関する業務を行うものとする。

- 2 市町村は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、前項の業務を行うことができる。

(民生委員等の協力)

第14条 民生委員法(昭和23年法律第198号)に定める民生委員、児童福祉法に定める児童委員、人権擁護委員法(昭和24年法律第139号)に定める人権擁護委員、保護司法(昭和25年法律第204号)に定める保護司及び更生保護事業法(平成7年法律第86号)に定める更生保護事業を営む者は、この法律の施行に関し、女性相談支援センター及び女性相談支援員に協力するものとする。

(支援調整会議)

第15条 地方公共団体は、単独で又は共同して、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、第9条第7項又は第12条第2項の規定による委託を受けた者、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体及び困難な問題を抱える女性への支援に従事する者その他の関係者(以下この条において「関係機関等」という。)により

構成される会議（以下この条において「支援調整会議」という。）を組織するよう努めるものとする。

- 2 支援調整会議は、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報の交換を行うとともに、困難な問題を抱える女性への支援の内容に関する協議を行うものとする。
- 3 支援調整会議は、前項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。
- 4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。
- 5 次の各号に掲げる支援調整会議を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、支援調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
 - (1) 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であった者
 - (2) 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの者であった者
 - (3) 前2号に掲げる者以外の者 支援調整会議を構成する者又は当該者であった者
- 6 前各項に定めるもののほか、支援調整会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援調整会議が定める。

第4章 雑則

（教育及び啓発）

第16条 国及び地方公共団体は、この法律に基づく困難な問題を抱える女性への支援に関し国民の関心と理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、自己がかけがえのない個人であることについての意識の涵かん養に資する教育及び啓発を含め、女性が困難な問題を抱えた場合にこの法律に基づく支援を適切に受けられるようにするための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進）

第17条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に資するため、効果的な支援の方法、その心身の健康の回復を図るための方法等に関する調査研究の推進に努めるものとする。

（人材の確保等）

第18条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に従事する者の適切な処遇の確保のための措置、研修の実施その他の措置を講ずることにより、困難な問題を抱える女性への支援に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第19条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市町村の支弁）

第20条 都道府県は、次に掲げる費用（女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、第1号から第3号までに掲げる費用に限る。）を支弁しなければならない。

- (1) 女性相談支援センターに要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

- (2) 女性相談支援センターが行う第9条第3項第2号の一時保護（同条第7項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- (3) 都道府県が置く女性相談支援員に要する費用
- (4) 都道府県が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用
- (5) 都道府県が行う自立支援（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- (6) 第13条第1項の規定により都道府県が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用

2 市町村は、市町村が置く女性相談支援員に要する費用を支弁しなければならない。

3 市町村は、第13条第2項の規定により市町村が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用を支弁しなければならない。

（都道府県等の補助）

第21条 都道府県は、社会福祉法人が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用の四分の三以内を補助することができる。

2 都道府県又は市町村は、第13条第1項又は第2項の規定に基づく業務を行うに当たって、法令及び予算の範囲内において、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体の当該活動に要する費用（前条第1項第6号の委託及び同条第3項の委託に係る委託費の対象となる費用を除く。）の全部又は一部を補助することができる。

（国の負担及び補助）

第22条 国は、政令で定めるところにより、都道府県が第20条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第1号及び第2号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

(1) 都道府県が第20条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第3号及び第5号に掲げるもの（女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、同項第3号に掲げるものに限る。）

(2) 市町村が第20条第2項の規定により支弁した費用

3 国は、予算の範囲内において、都道府県が第20条第1項の規定により支弁した費用のうち同項第6号に掲げるもの及び市町村が同条第3項の規定により支弁した費用並びに都道府県及び市町村が前条第2項の規定により補助した金額の全部又は一部を補助することができる。

第5章 罰則

第23条 第9条第8項又は第15条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次条並びに附則第3条、第5条及び第38条の規定 公布の日

(2) 附則第34条の規定 この法律の公布の日又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）の公布の日のいずれか遅い日

(3) 略

(4) 附則第36条の規定 この法律の公布の日又は刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）の公布の日のいずれか遅い日

（検討）

第2条 政府は、この法律の公布後三年を目途として、この法律に基づく支援を受ける者の権利を擁護する仕組みの構築及び当該支援の質を公正かつ適切に評価する仕組みの構築について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（準備行為）

第3条 厚生労働大臣は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第7条第1項から第3項までの規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、厚生労働大臣は、同条第四項の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められ、公表された基本方針は、施行日において、第7条第1項から第3項までの規定により定められ、同条第4項の規定により公表された基本方針とみなす。

（婦人補導院法の廃止）

第10条 婦人補導院法は、廃止する。

（婦人補導院法の廃止に伴う経過措置）

第11条 旧婦人補導院法第12条の規定による手当金の支給及び旧婦人補導院法第19条の規定による遺留金品の措置については、なお従前の例による。この場合において、これらに関する事務は、法務省令で定める法務省の職員が行うものとする。

（政令への委任）

第38条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(7) 志木市男女共同参画推進条例

平成14年6月24日条例第35号

我が国における男女平等の実現に向けた様々な取組は、個人の尊重と法の下での平等がうたわれた日本国憲法の下、国際社会における取組と連動しつつ着実に進められてきている。

志木市においても、昭和62年に策定した「志木市婦人問題行動計画」や平成8年に策定した「しき・女と男のハーモニープラン」に基づき、市の特性に応じた様々な施策が市民と一体となって積極的に進められてきた。

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行は依然として存在し、真の男女平等の達成にはいまだに多くの課題が残されている。

一方、少子高齢化や国際化、情報化など、急激な社会経済情勢の変化に対応した新しい価値観の創造が求められている。

更に、首都近郊のベッドタウンとして急速に発展してきた本市では、出産及び子育て期の女性が本人の希望に反して就労の場から離れざるを得ない状況も多く、家庭生活や雇用分野における男女共同参画の推進が強く求められている。

今後、家庭、職場、学校、地域社会等あらゆる場において、男女が互いの人権を尊重しつつ、対等なパートナーとして、自らの意思で責任と役割を果たしていくことこそが、本市における重要課題である。

このような認識から、ここに、男女共同参画の推進についての基本理念を定め、市、事業者等及び市民の将来にわたる責務を明らかにし、本市における男女共同参画社会の実現を図るため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、事業者等及び市民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策について必要な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的格差是正措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を是正するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 事業者等 市内において事業を行う個人及び法人その他の団体をいう。
- (4) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方の生活環境を害し、又は性的な言動に対する相手方の対応によって、その者に不利益を与えることをいう。
- (5) ドメスティック・バイオレンス 配偶者等から受ける身体的、精神的、経済的又は言語

的な暴力及び虐待をいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、男女共に個性が尊重され、能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画の推進に当たっては、性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度又は慣行をなくすよう努めるとともに、これらの制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、市における施策又は事業所等の事業活動における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と社会生活における活動への共同参画)

第6条 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動及び職場、地域その他の社会生活における活動について対等に参画することができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重)

第7条 男女共同参画の推進は、男女の対等な関係の下に、互いの性に関する理解をし、妊娠、出産その他の生涯にわたる性と生殖に関する健康の保持及び自己決定が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第8条 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、男女共同参画の推進は、国際的協調の下に行われなければならない。

(市の責務)

第9条 市は、男女共同参画の推進を主要な政策として位置付け、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の実現についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮するものとする。

3 市は、男女共同参画の推進に当たっては、事業者等及び市民と協力するとともに、国及び他の地方公共団体と連携して取り組むものとする。

4 市は、男女共同参画に関する施策を推進するために必要な財政上等の措置を講ずるものとする。

(事業者等の責務)

第10条 事業者等は、基本理念にのっとり、事業活動を行うに当たっては、男女が共同して参画することができる体制の整備に積極的に取り組むとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(市民の責務)

第11条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野に、自ら積極的に参画するとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による人権侵害の禁止)

第12条 何人も、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 家庭、職場、学校、地域社会等あらゆる場における直接的又は間接的な性別による差別的取扱い
- (2) 家庭、職場、学校、地域社会等あらゆる場におけるセクシュアル・ハラスメント
- (3) 家庭等あらゆる場面におけるドメスティック・バイオレンス

(市民に表示する情報に関する留意)

第13条 何人も、市民に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及び配偶者等に対する暴力行為を助長し、及び連想させる表現並びに過度の性的な表現を行わないよう努めなければならない。

第2章 基本的施策等

(基本計画)

第14条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

- 2 基本計画には、男女共同参画の推進に関する基本的な目標及び目標を達成するための施策の大綱を定めるものとする。
- 3 市長は、基本計画を定めるに当たっては、志木市男女共同参画審議会に諮問するとともに、事業者等及び市民の意見が反映されるよう努めなければならない。
- 4 市長は、基本計画を策定したときは、これを公表するものとする。
- 5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(推進体制)

第15条 市は、男女共同参画を総合的かつ計画的に企画し、調整し、及び促進するため必要な体制を整備するものとする。

(積極的格差是正措置)

第16条 市は、家庭、職場、学校、地域社会等あらゆる場における活動について、男女間に参画する機会の格差が生じている場合、事業者等及び市民と協力し、積極的格差是正措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 市は、審議会等における委員を委嘱し、又は任命する場合にあっては、積極的格差是正措置を講ずることにより、男女いずれか一方の委員の数は委員総数の10分の4未満にならないよう努めるものとする。

(普及啓発)

第17条 市は、事業者等及び市民の男女共同参画に関する理解を深めるため、情報提供、広報活動等の普及啓発、学習機会の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

(事業者等及び市民の活動に対する支援)

第18条 市は、事業者等及び市民が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情

報提供その他必要な措置を講ずるものとする。

(苦情の申出への対応)

第19条 市長は、事業者等又は市民から次に掲げる苦情の申出を受けた場合は、関係の機関及び団体と協力し、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(1) 市が実施する男女共同参画の推進に関する施策についての苦情

(2) 市が実施する男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情

(3) 男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権を侵害された旨の苦情

2 市長は、前項の苦情の申出を受けた場合、必要があると認めるときは、志木市男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

(相談の申出への対応)

第20条 市長は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による人権の侵害に関し、事業者等又は市民から相談の申出があった場合は、関係の機関及び団体と協力し、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(拠点施設の整備)

第21条 市は、男女共同参画社会の実現に向けた施策を実施し、並びに事業者等及び市民による男女共同参画の取組を支援するため、必要な拠点施設の整備に努めるものとする。

(公共施設等における環境の整備)

第22条 市は、市が設置し、又は管理する公共施設等において、特に乳幼児を養育している男女の社会活動への参加を促進するために必要な設備の設置等、男女共同参画の推進に資するための環境の整備に配慮しなければならない。

(男女共同参画推進のための教育及び学習の支援)

第23条 市は、教育のあらゆる場において男女共同参画に配慮した教育に努めるとともに、生涯にわたって多様な選択を可能にする学習の支援に努めなければならない。

(家庭生活等と職業生活の両立支援)

第24条 市は、男女が共に家庭生活等及び職業生活とを両立することができるように、子の養育及び家族の介護その他の必要な支援を行うものとする。

(男女共同参画推進月間)

第25条 市は、事業者等及び市民の男女共同参画社会の実現に関する理解及び取組を推進するため、毎年6月を志木市男女共同参画推進月間とする。

2 市は、男女共同参画推進月間において、男女共同参画社会の実現に向けた行事を実施するものとする。

(調査研究)

第26条 市は、男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な事項及び男女共同参画の推進を阻害する要因についての調査研究を行うものとする。

(年次報告)

第27条 市長は、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について年次報告書を作成し、及び公表するものとする。

第3章 志木市男女共同参画審議会

(設置)

第28条 男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議するため、志木市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第29条 審議会は、次に掲げる事項について、市長の諮問に応じ調査審議する。

- （1）基本計画の策定及び変更に関すること。
- （2）苦情の申立ての処理に関すること。
- （3）前2号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策の基本的事項及び重要事項

2 審議会は、男女共同参画の推進に関する施策の基本的事項及び重要事項について、市長に意見を述べることができる。

（組織等）

第30条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1）公募による市民
- （2）事業者等の代表者
- （3）男女共同参画の推進に関し優れた識見を有する者
- （4）関係行政機関の職員

3 委員の数は、男女同数とする。

4 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

第4章 雑則

（委任）

第31条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成14年7月1日から施行する。ただし、第19条第2項、第3章及び次項の規定は、同年10月1日から施行する。

（志木市特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償条例の一部改正）

2 志木市特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償条例（昭和53年志木市条例第10号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(8) 志木市男女共同参画基本計画策定委員会設置要綱

平成 22 年 4 月 1 日告示第 60 号

(設置)

第 1 条 志木市男女共同参画推進条例（平成 14 年志木市条例第 35 号）第 14 条第 1 項に規定する男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するため、志木市男女共同参画基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 男女共同参画の推進に関する基本的な目標の設定に関すること。
- (2) 前号の目標を達成するための施策の大綱に関すること。
- (3) 基本計画の案の策定に関すること。
- (4) その他委員会が必要と認めたこと。

(組織)

第 3 条 委員会は、関係部課の主幹（相当職を含む。）以上の職にある者のなかから市長公室政策推進課人権推進室長（以下「人権推進室長」という。）が指名する。

- 2 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員長は人権推進室長をもって充て、副委員長は委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

一部改正〔平成 26 年告示 255 号・31 年 68 号・令和 2 年 72 号・4 年 49 号〕

(設置期間)

第 4 条 委員会の設置期間は、基本計画の案の策定が終了する日までとする。

(委員会)

第 5 条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長が、特に必要があると認めたときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(会議の記録等)

第 6 条 人権推進室長は、会議の経過及び結果を記録し、保管しなければならない。

- 2 人権推進室長は、前項の規定により記録した書面を、別に定めるところにより公表するものとする。

追加〔平成 26 年告示 255 号〕

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、市長公室政策推進課人権推進室において処理する。

一部改正〔平成 26 年告示 255 号・31 年 68 号・令和 2 年 72 号・4 年 49 号〕

(その他)

第 8 条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

一部改正〔平成 26 年告示 255 号〕

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成 25 年告示第 34 号）

この告示は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年告示第 35 号）

この告示は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年告示第 255 号）

この告示は、平成 26 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年告示第 23 号）

この告示は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 4 月 1 日告示第 68 号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 31 日告示第 72 号）

この告示は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 31 日告示第 49 号抄）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

5 用語解説一覧

あ行

アンコンシャス・バイアス (初出 33 ページ)

無意識の思い込みや偏見のこと。性別・年齢・職業などに基づく先入観が判断や行動に影響を及ぼすため、その存在に気づき、適切に対処することが重要とされる。

ウェルビーイング (初出 43 ページ)

身体的・精神的・社会的にすべてが満たされた状態。短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念であり、かつ多様な個人がそれぞれ幸せや生きがいを感じるとともに、個人を取り巻く場や地域、社会が幸せや豊かさを感じられる良い状態にあることも含む包括的な概念とされる。

エンパワーメント (初出 4 ページ)

能力や権限を与えるという意味の言葉。女性のエンパワーメントとは、女性の経済・社会的地位の向上を目指して、個々の女性が経済活動や社会に参画するために必要な知識や能力を身につけ、自分たちのことは自分たちで決め、行動できる力をつけていくこと。

か行

KPI (初出 52 ページ)

客観的評価指標 (Key Performance Indicator) のこと。計画の進捗をデータに基づき戦略的に管理するために、各部署での導入が求められている。

合計特殊出生率 (初出 11 ページ)

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性がその年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの子どもの数に相当する。

固定的な性別役割分担 (初出 25 ページ)

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けること。

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律 (困難女性支援法) (初出 1 ページ)

複雑化、多様化、複合化する女性をめぐる課題への新たな女性支援を目的とした法律 (令和4年制定、令和6年施行)。対象を特定の分野に限定せず、多様な困難 (貧困、DV、性暴力、孤立、家族からの排除など) を抱える女性を支援し、旧来の「婦人保護事業」を再編・拡充し、支援の入口から出口 (自立支援) までを一体的に構築する。

さ行

ジェンダー (初出 4 ページ)

「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別 (セックス / sex) がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の性別を「社会的・文化的に形成された性別」 (ジェンダー / gender) という。

次世代育成支援対策推進法 (初出 5 ページ)

急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、次世代育成支援対策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を明らかにするとともに、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進することをもって次世代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、

かつ、育成される社会の形成に資することを目的とする法律。

持続可能な開発目標(SDGs) (初出 4 ページ)

平成 27 (2015) 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された 2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っている。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法) (初出 2 ページ)

自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されるよう、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図ることを目的とした法律。基本原則を定め、国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等を定めている。

STEAM 教育 (初出 4 ページ)

科学 (Science)、技術 (Technology)、工学 (Engineering)、芸術・教養 (Art)、数学 (Mathematics) の分野を統合的に学ぶ教育アプローチのこと。グリーン経済やデジタル経済への移行が進む国際社会において、女性の起業支援の促進などとともに議論されている教育分野の概念。

政治分野における男女共同参画の推進に関する法律 (初出 6 ページ)

政治分野における男女共同参画を推進するため、政党等に衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、男女の候補者の数が均等になるよう努力義務を位置づけている。国際的に見て遅れているわが国の女性の政治参画を積極的に推進することを目的とする法律。

性の多様性 (初出 7 ページ)

性のあり方には「からだの性(生物学的性)」、「こころの性(性自認)」、「好きになる性(性的指向)」、「性別表現(表現する性)」の 4 つの要素があるとされており、その組み合わせが多様であること。

セクシュアル・ハラスメント (初出 17 ページ)

相手の意に反した性的な言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的うわさの流布、衆目にふれる場所へのわいせつな写真などの掲示など、様々な態様のものが含まれる。

セクシュアル・マイノリティ (初出 25 ページ)

一般的には同性愛者、両性愛者、トランスジェンダー(性同一性障害の当事者を含む)などのこと。

た行

男女共同参画社会基本法 (初出 1 ページ)

男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とした法律。

男女雇用機会均等法 (初出 5 ページ)

正式には「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」といい、昭和 60(1985)年に制定された。その後の法改正によって、性別による差別禁止、職場のセクシュアル・ハラスメント防止、妊娠・出産・産前産後休業の取得を理由とした不利益取り扱いの禁止、間接差別の禁止、ポジティブ・アクションの促進などが定められている。平成 28(2016)年の改正法では、妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする不利益取り扱いの防止措置の義務化が定められた。

DV (初出 1 ページ)

ドメスティック・バイオレンス。配偶者やパートナー、恋人を含む親密な関係にある男女の間で起きる身体的、精神的、性的、経済的暴力のこと。

な行

は行

パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度 (初出 9 ページ)

志木市が令和 5 年 4 月に創設した制度。性的指向や性自認にかかわらず、多様な性を認め合い、互いの人権を尊重し、自分らしく暮らせるよう支援することを目的としている。一方または双方の性自認が戸籍上の性別と異なる、または性的指向が異性のみではない二人が、人生のパートナーとして継続的に協力し合う関係（パートナーシップ）や、その子や親を家族として協力し合う関係（ファミリーシップ）であることを市に届け出ることができる。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV 防止法） (初出 2 ページ)

配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律。

ま行

や行

ヤングケアラー (初出 32 ページ)

高齢、身体上、精神上の障害又は疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供する者（ケアラー）のうち、18 歳未満の者。

ら行

リプロダクティブ・ヘルス／ライツ (初出 43 ページ)

性と生殖に関する健康と権利のこと。自分の身体や妊娠・出産に関する選択を自ら決定し、必要な情報と医療サービスを受けられる権利を含む。1994 年にカイロで開催された国際人口開発会議において提唱された概念。

労働力率 (初出 13 ページ)

15 歳以上の人口に占める労働力人口の割合。労働力人口は就業者に完全失業者を加えた人数で、15 歳以上の人のうち、仕事をしている人、仕事を休んでいる人や、仕事はしていないが求職中で働こうとしている人を含む。

わ行

ワーク・ライフ・バランス (初出 17 ページ)

仕事と生活の調和のこと。国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることを指す。

第 7 次志木市男女共同参画基本計画

令和 8 年 3 月

発行 志木市

編集 市長公室 人権推進室

〒353-8501 志木市中宗岡 1 丁目 1 番 1 号

電話 048-473-1111(代表)

E-mail jinken@city.shiki.lg.jp

